

四半期報告書

(第9期第2四半期)

自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日

株式会社新生銀行

(E03530)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 生産、受注及び販売の状況	4
2. 経営上の重要な契約等	4
3. 財政状態及び経営成績の分析	5
第3 設備の状況	20
第4 提出会社の状況	21
1. 株式等の状況	21
(1) 株式の総数等	21
(2) 新株予約権等の状況	22
(3) ライツプランの内容	50
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	50
(5) 大株主の状況	51
(6) 議決権の状況	53
2. 株価の推移	54
3. 役員の状況	54
第5 経理の状況	56
1. 中間連結財務諸表	57
(1) 中間連結貸借対照表	57
(2) 中間連結損益計算書	59
(3) 中間連結株主資本等変動計算書	60
(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	63
2. その他	126
3. 中間財務諸表	127
(1) 中間貸借対照表	127
(2) 中間損益計算書	129
(3) 中間株主資本等変動計算書	130
4. その他	153
第二部 提出会社の保証会社等の情報	153

・中間監査報告書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月27日
【四半期会計期間】	第9期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役会長 代表執行役社長 八城 政基
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市中央区瓦町三丁目5番7号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行ららぽーと支店 （千葉県船橋市浜町二丁目1番1号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げておりません。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度中間 連結会計期間	平成19年度中間 連結会計期間	平成20年度中間 連結会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	283,113	305,692	283,335	560,016	593,503
連結経常利益（△は連結経常損失）	百万円	45,901	22,914	△25,063	23,172	11,222
連結中間純利益 （△は連結中間純損失）	百万円	38,857	23,186	△19,284	—	—
連結当期純利益 （△は連結当期純損失）	百万円	—	—	—	△60,984	60,108
連結純資産額	百万円	1,010,750	934,650	918,407	933,253	965,261
連結総資産額	百万円	10,433,666	12,423,448	12,446,276	10,837,683	11,525,762
1株当たり純資産額	円	383.20	352.71	338.12	308.60	364.35
1株当たり中間純利益金額 （△は1株当たり中間純損失金額）	円	27.19	15.72	△9.81	—	—
1株当たり当期純利益金額 （△は1株当たり当期純損失金額）	円	—	—	—	△45.92	38.98
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 金額	円	19.54	12.72	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	—	32.44
自己資本比率	%	7.1	5.3	5.3	5.9	6.2
連結自己資本比率（国内基準）	%	13.47	12.40	10.48	13.13	11.74
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	261,651	269,434	411,519	416,847	317,139
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△266,054	△345,280	△619,656	△395,165	△191,205
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△198,486	△21,728	△19,651	△90,903	8,588
現金及び現金同等物の中間期末（期 末）残高	百万円	137,826	173,925	178,127	271,493	405,926
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	5,281 [1,441]	4,750 [1,161]	7,273 [1,448]	5,364 [1,207]	5,245 [1,250]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成18年度及び平成20年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、連結当期(中間)純損失が計上されているため記載しておりません。

なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

5. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。なお、平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	115,397	139,497	120,028	232,034	279,684
経常利益(△は経常損失)	百万円	26,358	23,515	△36,118	47,146	32,528
中間純利益(△は中間純損失)	百万円	41,584	△2,156	△36,375	—	—
当期純利益(△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△41,960	53,203
資本金	百万円	451,296	451,296	476,296	451,296	476,296
発行済株式総数	千株	普通株式 1,558,570 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 300,000	普通株式 1,673,570 甲種優先株式 74,528	普通株式 2,060,346	普通株式 1,473,570 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 300,000	普通株式 2,060,346
純資産額	百万円	744,643	644,523	665,289	658,866	732,703
総資産額	百万円	8,243,944	10,405,340	10,331,429	8,728,921	9,548,673
預金残高	百万円	4,665,697	5,192,831	5,764,965	4,991,263	5,287,941
債券残高	百万円	759,501	687,898	748,962	703,908	663,134
貸出金残高	百万円	4,683,764	5,335,172	5,660,152	5,075,281	5,356,363
有価証券残高	百万円	2,049,116	2,590,905	2,426,111	2,062,064	2,300,303
1株当たり 配当額	円	普通株式 1.66 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42	普通株式 — 甲種優先株式 6.50	普通株式 —	普通株式 2.66 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84	普通株式 2.94 甲種優先株式 6.50
自己資本比率	%	9.0	6.2	6.4	7.5	7.7
単体自己資本比率(国内基準)	%	21.36	16.11	13.70	18.79	15.25
従業員数	人	1,771	1,830 [222]	1,840 [327]	1,767	1,869 [270]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、第7期(平成19年3月)から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、第7期中(平成18年9月)は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

4. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。なお、平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2【事業の内容】

当行グループは、平成20年9月30日現在、当行、子会社221社（うち連結子会社（株式会社アプラス、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社、昭和リース株式会社等）116社、非連結子会社105社）及び関連会社（持分法適用関連会社。日盛金融控股股份有限公司等）30社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

当第2四半期連結会計期間における主要な関係会社の異動につきましては、次項「関係会社の状況」に記載の通りであります。

3【関係会社の状況】

- (1) 昭和オートレンタリース株式会社は株式売却により、連結の範囲から除外しております。
- (2) 当第2四半期連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) GEコンシューマー・ファイナンス株式会社	東京都港区	100,711	金融業	100.0 (0.2)	5 (1)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-

- (注) 1. GEコンシューマー・ファイナンス株式会社は、特定子会社に該当します。
 2. 「議決権の所有割合」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)であります。
 3. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

4【従業員の状況】

- (1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	7,273 [1,448]
---------	------------------

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。
 2. 従業員数が当第2四半期連結会計期間において1,991名増加しましたのは、主として当第2四半期連結会計期間より、主に消費者金融業務を行っているGEコンシューマー・ファイナンス株式会社及びその子会社が新たに連結子会社となったことによるものであります。
 なお、当第2四半期連結会計期間末における同社グループの従業員数は1,946人であります。
 3. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。
 なお、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社及びその子会社の当該平均人員は含めておりません(当第2四半期連結会計期間末日現在の当該人員は219名)。

- (2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,840 [327]
---------	----------------

- (注) 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当行は、平成20年7月11日開催の取締役会決議に基づき、同日付で、ゼネラル・エレクトリック（以下「GE」。）グループにおける消費者金融業務を行うGEジャパン・ホールディングス株式会社との間で、同社の子会社であるGEコンシューマー・ファイナンス株式会社（東京都港区。以下「GECF」。）およびその子会社の買収に関して合意いたしました。

そして、当局からの必要な許認可などクロージングのための条件が満たされたことから、同年9月22日に、GECFおよびその子会社を5,800億円（株式の取得価額および当行による貸出実行額の総額）で取得いたしました。なお、買収時における株式取得主体については、当行が98%、当行子会社である株式会社アプラスが2%の保有割合といたしました。

また、本件買収に係り、取得したグレーゾーン損失を受ける可能性のある資産の相当な部分について、買収時のGECFの消費者ローンおよびクレジットキャッシング顧客からの将来の過払利息返還請求については、当行の負担は合計で最大2,039億円であり、それを超えるグレーゾーン金利関連費用につき、GEグループが負担することで合意しております。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ（当行および連結子会社）が判断したものであります。

平成21年度中間連結会計期間（平成20年4月1日～平成20年9月30日）における日本経済は、サブプライムローン問題に端を発した国内外の金融市場の変調、米国をはじめとした海外経済の減速による輸出の鈍化、エネルギー・原材料価格の高騰等の影響で、日本経済の減速は顕著になってきております。

このうち、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日～平成20年9月30日）においては、米国の金融不安が一層深刻化し、世界の金融・経済に大きなインパクトを与えました。特に9月は、米国住宅金融公社2社への公的資金注入、米国大手証券であったリーマン・ブラザーズの破綻、ニューヨーク連邦準備銀行による米国大手保険会社AIGに対する資金供給、その他米国金融機関の再編等、米国金融にとって激動の月となり、日本をはじめ各国の金融市場も大きく動揺いたしました。また、日本の実体経済は、海外需要の減退に伴う輸出低迷、原材料価格の高止まり、不動産市況の悪化などの影響から、苦境の度合いを強めており、例えば倒産件数は増加傾向を示し、雇用情勢も悪化しております。こうしたマーケットの混乱、景気の鈍化は、10月に入ってから一層深刻化しております。

以上のような状況の中、国内長期金利（10年国債利回り）は、6月末には1.6%台であったものが9月末には1.5%を若干下回り、短期金利は引き続き低位水準で推移いたしました。次に、日経平均株価においては、9月末には、前日に米国における金融安定化法案の下院否決の影響もあって、11,250円程度にまで下落し、3月末に比べて1,300円弱、6月末に比べて約2,200円の下落となりました。さらに、日経平均株価は10月28日の日中に一時7,000円を割り込むなど、10月に入って一層下落いたしました。また、ドル円相場では、当中間期の6ヶ月間においては、100円～110円程度のレンジで推移いたしました。10月に入って90円台に突入し、円高が進行しております。

このような経営環境下、当行は以下の通り業務を遂行してまいりました。

まず、従来からの法人業務および昭和リース株式会社（以下「昭和リース」。）等によるコマーシャルファイナンスを展開するインステイテューショナル部門において、法人業務では、引き続きコーポレートローン、ノンリコースローンといった貸出業務を推進いたしました。さらに、クレジットトレーディング、証券化、キャピタルマーケット関連業務、アドバイザリー業務、アセットマネジメント業務等投資銀行業務にも引き続き前向きに取り組みましたが、これらの業務は世界的なマーケットの混乱による大きな影響を受けております。

また昭和リースにおいては、7月に、きらやかリース株式会社（山形市）を買収いたしました。一方、9月には子会社であった昭和オートレンタリース株式会社（以下「昭和オートレンタリース」。）を大手自動車リース会社である日本カーソリューションズ株式会社に売却いたしました。なお、昭和リースは昭和オートレンタリースとの間の自動車リースに関する提携を継続することとなり、同社取引先への当該サービスの拡充も図ってまいります。

次に、従来からのリテールバンキングとコンシューマーファイナンスを展開する個人部門において、リテールバンキングでは、南アフリカランドとノルウェークローネの外貨預金取扱い開始、ロシアの上場株式を主要投資対象とした「新生・トロイカ ロシアファンド」や、投資型年金保険の運用機能に介護保障機能を併せ持った「介護保険」、目標設定機能の付いた投資型年金保険「アダージオ・マイゴール」の販売等、運用商品の拡充を図りました。また、携帯電話を使ったモバイルバンキング「新生モバイルダイレクト」のサービス開始、当行とセブン銀行とのATMコーナーの共同設置の開始、ソネット・エムスリー株式会社の運営する医療専門サイトにおける同サイト会員向け当行金融商品・サービスの情報提供の開始等、引き続きお客さまの利便性向上に努めております。この結果、当第2四半期の「PowerFlex」（パワーフレックス）口座は前年度末比82千口座増加し、当第2四半期末の口座数は従来からの口座を含めて約227万口座となりました。また、住宅ローンにつきましては、繰上返済手数料無料や長期固定金利タイプの取り扱いなどの商品性が評価され、「パワースmart住宅ローン」は前年度末比12.4%増の8,931億円に達しております。加えて、インターネットでお申込みいただける、無担保で最高500万円までの契約が可能なカードローン「新生銀行スマートカードローン」のサービスも開始しました。

また、コンシューマーファイナンスにつきましては、当行子会社である株式会社アプラス、シンキ株式会社とも業績は順調に推移しております。さらに、9月22日、GEにおけるコンシューマーファイナンス業務を行うGEジャパン・ホールディングス株式会社より、同年7月11日における同社との合意に基づき、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社（以下「GE C F」。）なお、平成21年4月1日に商号を新生フィナンシャル株式会社に変更する予定です。）とその子会社を取得いたしました。GE C Fおよびその子会社においては、「レイク」ブランドの個人ローン、住宅ローン、クレジットカードおよび割賦販売業務を行っており、それらの資産8,790億円（個人ローン6,470億円、住宅ローン1,050億円、クレジットカード・割賦債権810億円 など）を総額5,800億円で取得しております。本件買収は、消費者金融業界を新しい方向へ変革する絶好の機会であり、上述のローン関連資産とともに、経験豊か

優秀な経営陣、220万人に上る顧客などが、当行のリテールバンキングおよび既存のコンシューマーファイナンスの業務基盤に加わることとなります。今後、さらにこれらの既存業務との大きなシナジー効果を見込んでおり、日本の新しいコンシューマーファイナンスのあり方を構築するという先駆的な取り組みを一層推進いたします。

(1) 業績の状況

<連結経営成績>

以上のような事業の経過のもと、当中間連結会計期間の経営成績は以下のとおりとなりました。

なお、連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が、僅少であるため、事業全体の実績を記載しております。

当中間連結会計期間においては、経常収益は2,833億円（前中間連結会計期間比223億円減少）、経常費用は3,083億円（同比256億円増加）となり、経常損失として250億円（前中間連結会計期間では経常利益229億円）を計上いたしました。

このうち、貸出金利息の増加などにより、資金運用収益から資金調達費用を控除したネットの資金利益は705億円（同比140億円増加）となりました。一方、米国住宅ローン問題に端を発した厳しい金融・経済環境下にあつて、マーケット業務全般が低調であったこと、また欧州向けを中心とするアセットバック投資・証券に係る評価損失および引当の計上などにより、役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益はいずれも減少しております。また、連邦破産法11条の申請を行ったリーマン・ブラザーズ・ホールディングスとその関連法人に対するエクスポージャー（平成20年9月16日当行発表）に対する償却・引当などによる損失の計上も行いました。

また、特別損益は158億円の益（前中間連結会計期間比44億円減少）となりました。

このうち、特別利益は202億円となっておりますが、これは主に、目黒土地・建物（連結子会社である長和建物株式会社が保有し、当行が目黒フィナンシャルセンター並びにITおよびオペレーションセンターとして使用中）の売却益、および昭和オートレンタリースを譲渡したことに伴う売却益によるものです。

以上の結果、当中間期における税金等調整前中間純損失は91億円（前中間連結会計期間では同中間純利益432億円）となりました。

さらに、法人税等調整額は5億円（益）を計上いたしました。また、少数株主利益は当行連結子会社が発行した優先出資証券等にかかる配当支払い等が含まれておりますが、当中間期においては82億円（損）となりました。

以上の結果、当中間期における税金等調整後中間純損失は192億円（前中間連結会計期間の同中間純利益231億円）となりました。

このうち、特に当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日～平成20年9月30日）においては、マーケットの混乱と景気鈍化の進行が当行経営成績に与える影響は、インスティテューショナル部門を中心に、当第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日～平成20年6月30日）以上に大きなものとなりました。具体的には、投資銀行業務の全般的な不冴え、欧州向けを中心とするアセットバック投資、証券に係る評価損失および引当金の一層の積み増し、リーマン・ブラザーズ・ホールディングスとその関連法人に対するエクスポージャーに対する償却・引当などによる損失の計上などにより、業績の悪化を余儀なくされました。

一方、個人部門においては、業績の改善が順調に進んでおり、インスティテューショナル部門の受けた影響を和らげました。なお、9月に取得したGECFから当行への収益貢献は今下期からとなり、個人部門における業績の改善は一層進む見込みです。

以上のとおり、当第1四半期連結会計期間においては経常利益が77億円、四半期純利益が108億円であったのに対して、当中間連結会計期間におけるこれらの金額は前述のとおり損失を計上しており、当第2四半期連結会計期間における収益は厳しいものとなりました。

<連結財政状態>

当中間期末における連結財政状態につきましては、総資産は124,462億円（前連結会計年度末比9,205億円増加）、純資産は9,184億円（同比468億円減少）となりました。

主要な勘定残高につきましては、貸出金は住宅ローン等が増加し、さらに9月に取得したG E C F及びその子会社が保有する貸出金が加算され、65,797億円（同比9,574億円増加）となり、当第1四半期末に比べても9,156億円の増加となっております。また、有価証券は19,943億円（同比140億円増加）となっております。一方、預金・譲渡性預金は個人分・法人分とも増加して64,156億円（同比6,089億円増加）となっており、当第1四半期末と比べても3,065億円増加し、引き続き安定的で低利の資金調達に注力しております。また債券・社債は11,556億円（同比669億円増加）となっております。

不良債権につきましては、金融再生法ベースの開示債権（単体）において、当中間期末で525億円（前連結会計年度末531億円）、不良債権比率は0.90%（同0.95%）となっており、引き続き低い水準を維持しております。

なお、当中間期末時点での銀行法に基づく連結自己資本比率（国内基準）は、10.48%（Tier I比率6.41%）となっております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	5,326,386	100.00	6,438,539	100.00
製造業	280,891	5.27	224,008	3.48
農業	8	0.00	2	0.00
林業	2	0.00	—	—
漁業	804	0.02	2,800	0.04
鉱業	5,675	0.11	4,605	0.07
建設業	16,191	0.30	15,315	0.24
電気・ガス・熱供給・水道業	77,840	1.46	66,830	1.04
情報通信業	56,736	1.07	47,525	0.74
運輸業	381,370	7.16	362,980	5.64
卸売・小売業	108,554	2.04	129,018	2.00
金融・保険業	1,051,087	19.73	1,179,993	18.33
不動産業	1,453,353	27.29	1,270,066	19.72
各種サービス業	364,008	6.83	373,263	5.80
地方公共団体	60,830	1.14	301,192	4.68
その他	1,469,031	27.58	2,460,936	38.22
海外及び特別国際金融取引勘定分	130,195	100.00	141,168	100.00
政府等	884	0.68	1,291	0.92
金融機関	—	—	—	—
その他	129,311	99.32	139,876	99.08
合計	5,456,582	—	6,579,707	—

（注）「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	55,339	23,174	△32,165
経費 (除く臨時処理分)	42,429	38,993	△3,436
人件費	17,429	14,255	△3,173
物件費	22,926	22,999	72
税金	2,074	1,739	△335
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	12,909	△15,819	△28,728
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	12,909	△15,819	△28,728
一般貸倒引当金繰入額	△5,034	23,234	28,268
業務純益	17,944	△39,053	△56,997
実質業務純益	34,523	△8,223	△42,747
うち債券関係損益	1,643	△15,049	△16,693
臨時損益	10,412	7,255	△3,156
株式関係損益	1,324	302	△1,021
金銭の信託運用損益	21,614	7,595	△14,018
不良債権処理損失	11,033	△318	△11,351
貸出金償却	7	2,001	1,994
個別貸倒引当金繰入額	11,026	△2,580	△13,607
特定海外債権引当勘定繰入額	△0	△0	△0
その他の債権売却損等	—	262	262
その他臨時損益	△1,492	△960	531
経常利益 (△は経常損失)	23,515	△36,118	△59,634
特別損益	△26,632	△2,937	23,695
うち固定資産処分損益	375	△503	△878
税引前中間純利益 (△は税引前中間純損失)	△3,116	△39,056	△35,939
法人税、住民税及び事業税	△7,722	△3,574	4,147
法人税等調整額	6,762	894	△5,868
中間純利益 (△は中間純損失)	△2,156	△36,375	△34,218

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 実質業務純益 = 業務粗利益 + 金銭の信託運用損益 - 経費 (除く臨時処理分)

金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。

3. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除されているものであります。

5. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却

7. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

8. 前中間会計期間の貸倒引当金は全体で5,991百万円の繰入超 (なお、一般貸倒引当金については5,034百万円の取崩) となっております。また当中間会計期間の貸倒引当金は全体で20,652百万円の繰入超 (なお、一般貸倒引当金については23,234百万円の繰入) となっております。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.47	1.47	0.00
貸出金利回	1.63	1.74	0.11
有価証券利回	1.40	1.14	△0.26
(2) 資金調達原価 ②	1.86	1.72	△0.14
資金調達利回 ③	0.61	0.77	0.16
預金利回	0.57	0.74	0.17
債券利回	0.43	0.63	0.20
(3) 総資金利鞘 ①-②	△0.39	△0.25	0.14
(4) 資金運用利回-資金調達利回 ①-③	0.86	0.70	△0.16

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の居住者向け円建諸取引であります。

(但し特別国際金融取引勘定を除く)

2. 預金には譲渡性預金を含んでおります。

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
実質業務純益ベース	13.78	△2.35	△16.13
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	5.03	△4.52	△9.55
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	5.03	△4.52	△9.55
業務純益ベース	7.07	△11.17	△18.23
中間純利益ベース	△1.07	△10.40	△9.33

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	5,912,142	6,509,444	597,302
預金（平残）	5,599,607	6,184,417	584,810
債券（末残）	687,898	748,962	61,064
債券（平残）	694,123	689,560	△4,562
貸出金（末残）	5,335,172	5,660,152	324,980
貸出金（平残）	5,121,293	5,476,579	355,285

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	3,537,229	4,216,479	679,250
法人	1,456,835	1,535,653	78,817
合計	4,994,065	5,752,132	758,067

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	692,444	909,498	217,054
住宅ローン残高	692,444	909,291	216,847
その他ローン残高	—	207	207

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	3,046,618	3,107,214	60,596
総貸出金残高	② 百万円	5,236,657	5,570,199	333,541
中小企業等貸出金比率	①/② %	58.18	55.78	△2.40
中小企業等貸出先件数	③ 件	54,232	70,257	16,025
総貸出先件数	④ 件	54,707	70,722	16,015
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.13	99.34	0.21

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	3	142	—	—
保証	109	19,268	75	11,321
計	112	19,411	75	11,321

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	451,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	48,443	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	18,558	43,554
	利益剰余金	266,097	277,311
	自己株式（△）	72,561	72,558
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	484	—
	その他有価証券の評価差損（△）	3,227	58,600
	為替換算調整勘定	3,605	832
	新株予約権	877	1,507
	連結子法人等の少数株主持分	179,839	169,860
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	170,052	153,931
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	154,119	146,511
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	18,467	48,810
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	13,931	14,612
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	9,816	14,618
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	647,666	613,652	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	89,349	80,879	

項目		平成19年 9月30日	平成20年 9月30日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	14,718	13,858
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	567,659	513,168
	うち永久劣後債務 (注2)	198,451	179,139
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	369,208	334,029
	計	582,378	527,027
	うち自己資本への算入額 (B)	537,003	499,824
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	131,075	110,826
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,053,595	1,002,651
リスク・アセ ット等	資産 (オン・バランス) 項目	6,392,960	7,066,666
	オフ・バランス取引等項目	1,378,058	1,666,092
	信用リスク・アセットの額 (F)	7,771,018	8,732,759
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	274,989	369,331
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	21,999	29,546
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)	448,152	456,856
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	35,852	36,548
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	—	—
	計 ((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	8,494,160	9,558,947
連結自己資本比率 (国内基準) = E / L × 100 (%)		12.40	10.48
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		7.62	6.41

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年 9 月 30 日	平成20年 9 月 30 日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	451,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	48,443	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	18,558	43,558
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	9,784	11,035
	その他利益剰余金	252,616	264,091
	その他	170,052	153,931
	自己株式（△）	72,556	72,558
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	484	—
	その他有価証券の評価差損（△）	3,831	58,471
	新株予約権	877	1,507
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	12,686	14,019
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	9,570	20,912
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	804,056	784,459	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	89,349	80,879	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	2,219	3,156
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	469,573	432,168
	うち永久劣後債務 (注2)	117,451	98,139
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	352,121	334,029
	計	471,792	435,325
	うち自己資本への算入額 (B)	471,792	435,325

項目		平成19年 9月30日	平成20年 9月30日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注 4) (D)	91,718	80,875
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,184,129	1,138,909
リスク・アセ ット等	資産 (オン・バランス) 項目	6,059,664	6,824,570
	オフ・バランス取引等項目	778,058	898,205
	信用リスク・アセットの額 (F)	6,837,723	7,722,776
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	270,425	350,053
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	21,634	28,004
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)	241,530	235,668
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	19,322	18,853
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	—	—
	計 ((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	7,349,678	8,308,497
単体自己資本比率 (国内基準) = E / L × 100 (%)		16.11	13.70
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		10.94	9.44

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	775百万米ドル	700百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

(注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定

更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定

清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始

民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定

支払不能事由：①債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。

②債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。

政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。

2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未取利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	99	264
危険債権	235	82
要管理債権	126	178
正常債権	55,842	57,877

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期における連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び譲渡性預金等の増加、コールローン等の減少等に対して、債券貸借取引受入担保金、コールマネー等の減少及び貸出金等の増加により1,513億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社の取得等による支出に対して、有価証券の売却・償還等があったことにより476億円の支出、また財務活動によるキャッシュ・フローは、主として少数株主への配当金の支払等により121億円の支出となりました。この結果、当第2四半期の現金及び現金同等物の残高は、当第1四半期末に比べ2,111億円減少し、1,781億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前連結会計年度の有価証券報告書において当行グループの対処すべき課題として掲げた課題1ないし6のうち、課題4について当連結会計年度の第1四半期報告書において重要な変更を行っております。当第2四半期連結会計期間においても引き続き以下のとおり変更を行っております。

4. お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをご提供していくために、新たな商品・業務分野の開拓に積極的に取り組んでおります。今後も、最新のテクノロジーを活用した柔軟性の高いシステム基盤をベースとして、従来以上にお客さまのニーズにお応えする様々な商品・サービスをスピーディーにご提供することを通じて、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。この目標を実現するために、平成20年度において当行は主に3つの方面からの施策への取り組みを実施しております。まず、当行グループ全体をより効率的に活用し、法人ならびに個人のお客さまに、より良い商品とサービスを提供するため、従来の3つの戦略業務分野を、インスティテューショナル部門、個人部門の2つに集約いたしました。インスティテューショナル部門では、中堅企業、金融機関、公共部門や金融スポンサーなどをはじめとした法人のお客さまに、また個人部門では、主にリテールバンキング、アプラスやシンキを中心に、富裕層から一般の方まで幅広い個人のお客さまに商品・サービスを提供してまいります。次に、資本を有効に活用するための取り組みとして、コストの合理化や、株主付加価値(SVA)という経営指標の導入を含む業務の最適化に努めてまいります。そして3番目として、引き続き良質な顧客基盤の自律的拡大に注力しつつ、適切な事業分野の成長のために積極的にM&Aも検討してまいります。平成20年9月には、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社を買収し、個人ローン、住宅ローン、クレジットカード・割賦債権を取得いたしました。当行は、この買収により、かつてない転換期にあるコンシューマーファイナンスの分野で独自のアプローチを展開してまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社及びその子会社が新たに当行の連結子会社となったことにより、同社グループの保有しております事務所等が新たに当行グループの主要な設備となりました。

その主要な設備の状況は、次のとおりであります。

なお、下表の2社はGEコンシューマー・ファイナンス株式会社の不動産管理子会社であります。

	会社名	事業 (部門) の別	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員 数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
国内連結 子会社	スワン任意組合	その他 の業務	GEマネー 大阪ビル	大阪市 中央区	事務所	892	959	329	4	1,293	—
	スワン任意組合		スワン 東京ビル	東京都 千代田区	店舗・ 事務所	388	1,106	161	2	1,270	—
	エルネット株式 会社		LIセン タービル	大阪府 東大阪市	事務所	4,482	610	424	14	1,049	—

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成20年9月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成20年11月27日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,060,346,891	2,060,346,891	東京証券取引所 （市場第一部）	完全議決権株式であ り、権利内容に何ら 限定のない当行にお ける標準となる株式
計	2,060,346,891	2,060,346,891	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(イ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	6,163 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,163,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき684円とし、そのうち1株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ (\text{株式併合の場合は減少株式数を減じる})$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ロ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年9月17日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	42 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき646円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき646円とし、そのうち1株につき323円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年9月17日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役員・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第2回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ハ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年12月2日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	25 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年12月2日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役員・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第3回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(二) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	250 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、そのうち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役員・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ホ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,480 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,480,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(へ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,179 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,179,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ト) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	918 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	918,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(チ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	311 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	311,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(リ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	157 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヌ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	53 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ル) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	41 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき774円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき774円とし、そのうち1株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第11回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第11回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヲ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	14 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき774円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき774円とし、そのうち1株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第12回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第12回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ワ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,865 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,865,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、原則として平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(カ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,518 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,518,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヨ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,052 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,052,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(タ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	162 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \quad (\text{株式併合の場合は減少株式数を減じる})$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(レ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,759 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,759,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ソ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,402 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,402,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年6月1日 至平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ツ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	140 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき527円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至平成29年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき527円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第19回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第19回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注) 4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ネ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,760 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,760,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注) 3
新株予約権の行使期間	自平成22年6月1日 至平成30年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第20回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第20回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注) 4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ナ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,021 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,021,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成30年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第21回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第21回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ラ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	203 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	203,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき407円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成30年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき407円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年7月1日から平成24年6月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第22回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び同日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第22回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	2,060,346	—	476,296,960	—	43,558,337

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
サターン フォー サブ エルピー (ジェーピーエムシービー 380111) (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WALKERHOUSE, 87 MARY STREET, GEORGETOWN, GRAND CAYMAN KY1-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	322,964	15.67
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 新有楽町ビルディング内	269,128	13.06
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	200,000	9.70
サターン ジャパン スリー サブ シーブイ (ジェーピーエムシービー 380113) (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	717 FIFTH AVENUE, 26TH FLOOR NEW YORK, NY 10022 USA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	110,449	5.36
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	96,424	4.68
J. クリストファー フラワーズ	NEW YORK, NY 10022 U. S. A.	92,670	4.49
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	82,302	3.99
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	72,293	3.50
サターン ファイブ シーブイ (ジェーピーエムシービー 380114) (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	717 FIFTH AVENUE, 26TH FLOOR NEW YORK, NY 10022 USA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	70,708	3.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	46,705	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	37,105	1.80
計	—	1,400,753	67.98

(注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. J. クリストファー フラワーズ氏は、当行の取締役であります。

3. テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド及びその共同保有者である下記3社が平成20年3月24日付で同年3月14日を報告義務発生日とする大量保有報告書の変更報告書(No. 4)を提出しておりますが、当行としては実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%) (*1)
テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759	86,414,661	4.63
テンブルトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スイート2100、イースト・ブロード・ブルヴァール500	8,731,478	0.47
テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド	シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン#38-03、テマセク・ブルヴァール7	4,683,000	0.25
フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド	香港、セントラル、コノートロード8、ザ チャーターハウス 17階	3,960,000	0.21
合計	—	103,789,139	5.56

(*1) 平成20年2月4日現在の発行済株式総数として当該報告書に記載された株式数（1,865,746,003株）に対する割合。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 96,424,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,963,788,000	1,963,788	(注) 1
単元未満株式	普通株式 134,891	—	(注) 2
発行済株式総数	2,060,346,891	—	—
総株主の議決権	—	1,963,788	—

(注) 1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が19,000株 (議決権19個) 含まれております。

2. 当行所有の自己株式が428株含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	96,424,000	—	96,424,000	4.68
計	—	96,424,000	—	96,424,000	4.68

(注) 上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (自己株式等)」の内訳であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	463	474	427	405	380	388
最低(円)	326	374	360	339	328	254

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は次のとおりであります。

(1) 取締役の状態

退任取締役

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	代表執行役社長	ティエリー ポルテ	平成20年11月12日

(注) 指名委員会 委員 退任

(2) 執行役の状態

① 新任執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株) (注) 2	就任年月日
代表 執行役	社長	八城 政基	昭和4年2月14日生	昭和33年6月 スタンダード・ヴァキュー ム・オイル日本支社(現エク ソンモービル有限会社)入社 昭和49年6月 エッソ石油株式会社取締役 社長 平成元年11月 シティバンク・エヌ・エイ在 日代表 平成12年3月 当行代表取締役会長兼社長 平成16年6月 当行取締役代表執行役会長 兼社長 平成16年8月 中国銀行業監督管理委員会 国際顧問委員会委員(現職) 平成17年6月 当行取締役会長 平成18年6月 当行シニア・アドバイザー 平成19年6月 中国建設銀行顧問(現職) 平成20年6月 当行取締役会長 平成20年11月 当行取締役会長 代表執行役 社長個人部門長(現職)	(注) 1	—	平成20年11月12日

(注) 1 平成20年11月12日開催の取締役会の終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

(注) 2 所有株式数は、平成20年11月12日現在であります。

② 退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
代表執行役	社長	ティエリー ポルテ	平成20年11月12日

(注) 個人部門長 退任

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表執行役 専務執行役	コーポレートガバナ ンス部門長兼ジェネ ラルカウンセル	代表執行役 専務執行役	コーポレートガバナ ンス部門長兼ジェネ ラルカウンセル兼政 策管理室長	伊藤 彰	平成20年7月14日
常務執行役	—	常務執行役	関連企業室長	小島 一美	平成20年9月8日
執行役	アドバイザー本部 長兼国際法人営業部 長	執行役	アドバイザー本部 長	土屋 貴	平成20年9月25日
代表執行役 専務執行役	コーポレートガバナ ンス部門長兼ジェネ ラルカウンセル兼イ ンベスター実務室長	代表執行役 専務執行役	コーポレートガバナ ンス部門長兼ジェネ ラルカウンセル	伊藤 彰	平成20年10月1日
代表執行役 専務執行役	コーポレートガバナ ンス部門長兼ジェネ ラルカウンセル	代表執行役 専務執行役	コーポレートガバナ ンス部門長兼ジェネ ラルカウンセル兼イ ンベスター実務室長	伊藤 彰	平成20年11月4日

第5【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※10 394,179	※10 278,461	※10 505,630
コールローン及び買入手形	736,100	199,000	—
買現先勘定	—	—	2,014
債券貸借取引支払保証金	74,763	19,057	18,753
買入金銭債権	445,108	※10 454,635	※10 468,880
特定取引資産	※2 251,485	※2 285,162	※2 315,287
金銭の信託	417,655	377,205	371,572
有価証券	※1, ※2, ※10, ※20 2,368,558	※1, ※2, ※10, ※20 1,994,372	※1, ※2, ※10, ※20 1,980,292
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10, ※11 5,456,582	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10, ※11 6,579,707	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10, ※11 5,622,266
外国為替	※7 26,798	※7 22,449	※7 17,852
リース債権及びリース投資資産	—	※10 252,628	—
その他資産	※3, ※4, ※5, ※6, ※10, ※12 1,018,463	※3, ※4, ※5, ※6, ※10, ※12 1,109,799	※3, ※4, ※5, ※6, ※10, ※12 1,100,151
有形固定資産	※13, ※14, ※15 372,222	※10, ※14 53,727	※10, ※14, ※15 305,771
無形固定資産	※17 238,816	※16, ※17 228,587	※16, ※17 233,174
債券繰延資産	111	153	125
繰延税金資産	38,767	30,941	28,238
支払承諾見返	725,545	695,538	701,717
貸倒引当金	△141,710	△135,150	△145,966
資産の部合計	12,423,448	12,446,276	11,525,762
負債の部			
預金	※10 5,151,328	※10 5,671,149	※10 5,229,444
譲渡性預金	719,310	744,479	577,189
債券	686,588	748,262	662,434
コールマネー及び売渡手形	※10 1,377,475	※10 480,870	※10 632,117
債券貸借取引受入担保金	※10 285,107	※10 485,292	※10 148,421
特定取引負債	110,599	178,912	205,011
借入金	※10, ※18 1,092,738	※10, ※18 1,062,712	※10, ※18 1,127,227
外国為替	19	20	39
短期社債	115,000	90,100	73,600
社債	※19 432,780	※19 407,416	※19 426,286
その他負債	766,199	669,301	708,749
賞与引当金	8,447	7,191	14,572
役員賞与引当金	293	201	249
退職給付引当金	3,204	9,521	4,660
役員退職慰労引当金	47	228	132
利息返還損失引当金	9,496	256,298	39,333
固定資産処分損失引当金	—	7,291	5,025
特別法上の引当金	3	4	4
繰延税金負債	4,611	13,074	4,283

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度の要約連 結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
	※10		※10		※10	
支払承諾		725,545		695,538		701,717
負債の部合計		11,488,798		11,527,868		10,560,501
純資産の部						
資本金		451,296		476,296		476,296
資本剰余金		18,558		43,554		43,558
利益剰余金		266,097		277,311		302,535
自己株式		△72,561		△72,558		△72,566
株主資本合計		663,391		724,604		749,823
その他有価証券評価差額金		△3,802		△58,600		△35,073
繰延ヘッジ損益		△9,537		△2,779		△1,057
為替換算調整勘定		3,605		832		1,872
評価・換算差額等合計		△9,733		△60,547		△34,258
新株予約権		877		1,507		1,257
少数株主持分		280,115		252,842		248,437
純資産の部合計		934,650		918,407		965,261
負債及び純資産の部合計		12,423,448		12,446,276		11,525,762

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の要約連 結損益計算書	
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
経常収益		305,692		283,335		593,503
資金運用収益		111,494		124,451		242,171
(うち貸出金利息)		84,345		98,053		186,747
(うち有価証券利息配当金)		20,597		20,937		42,768
役務取引等収益		35,164		28,888		65,977
特定取引収益		7,271		5,227		9,719
その他業務収益	※1	133,748	※1	112,470	※1	246,601
その他経常収益	※2	18,013	※2	12,297	※2	29,032
経常費用		282,777		308,399		582,281
資金調達費用		54,981		53,900		104,395
(うち預金利息)		21,156		22,463		43,467
(うち債券利息)		1,569		—		3,398
(うち借入金利息)		8,929		8,658		15,256
(うち社債利息)		—		7,318		15,278
役務取引等費用		11,974		11,646		25,141
特定取引費用		37		6,219		629
その他業務費用	※3	91,311	※3	100,487	※3	187,320
営業経費	※4	83,576	※4	83,281	※4	171,295
その他経常費用	※5	40,896	※5	52,864	※5	93,498
経常利益又は経常損失(△)		22,914		△25,063		11,222
特別利益	※6	21,622	※6	20,271	※6	88,916
特別損失		1,282	※7	4,402	※7	7,582
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)		43,254		△9,194		92,556
法人税、住民税及び事業税		4,053		2,412		4,902
法人税等調整額		5,319		△596		9,500
法人税等合計				1,815		
少数株主利益		10,696		8,274		18,044
中間純利益又は中間純損失(△)		23,186		△19,284		60,108

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結株 主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	451,296	476,296	451,296
当中間期変動額			
新株の発行			25,000
当中間期変動額合計	—	—	25,000
当中間期末残高	451,296	476,296	476,296
資本剰余金			
前期末残高	18,558	43,558	18,558
当中間期変動額			
新株の発行			25,000
自己株式の処分		△4	
当中間期変動額合計	—	△4	25,000
当中間期末残高	18,558	43,554	43,558
利益剰余金			
前期末残高	245,499	302,535	245,499
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,587	△5,773	△3,072
中間純利益又は中間純損失(△)	23,186	△19,284	60,108
連結子会社増加による増加高	0		0
連結子会社増加による減少高	△0		△0
連結子会社除外による減少高		△165	
当中間期変動額合計	20,597	△25,223	57,035
当中間期末残高	266,097	277,311	302,535
自己株式			
前期末残高	△72,560	△72,566	△72,560
当中間期変動額			
自己株式の取得	△0	△0	△1
自己株式の処分		9	
連結子会社増加による増加高			△4
当中間期変動額合計	△0	8	△6
当中間期末残高	△72,561	△72,558	△72,566
株主資本合計			
前期末残高	642,794	749,823	642,794
当中間期変動額			
新株の発行			50,000
剰余金の配当	△2,587	△5,773	△3,072
中間純利益又は中間純損失(△)	23,186	△19,284	60,108
自己株式の取得	△0	△0	△1
自己株式の処分		5	

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結株 主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
連結子会社増加による増加高	0		△4
連結子会社増加による減少高	△0		△0
連結子会社除外による減少高		△165	
当中間期変動額合計	20,597	△25,218	107,029
当中間期末残高	663,391	724,604	749,823
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	5,091	△35,073	5,091
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△8,893	△23,526	△40,165
当中間期変動額合計	△8,893	△23,526	△40,165
当中間期末残高	△3,802	△58,600	△35,073
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△7,744	△1,057	△7,744
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,792	△1,722	6,686
当中間期変動額合計	△1,792	△1,722	6,686
当中間期末残高	△9,537	△2,779	△1,057
為替換算調整勘定			
前期末残高	2,952	1,872	2,952
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	653	△1,040	△1,079
当中間期変動額合計	653	△1,040	△1,079
当中間期末残高	3,605	832	1,872
評価・換算差額等合計			
前期末残高	299	△34,258	299
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△10,033	△26,289	△34,558
当中間期変動額合計	△10,033	△26,289	△34,558
当中間期末残高	△9,733	△60,547	△34,258
新株予約権			
前期末残高	517	1,257	517
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	359	250	740
当中間期変動額合計	359	250	740
当中間期末残高	877	1,507	1,257

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結株 主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
少数株主持分			
前期末残高	289,642	248,437	289,642
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△9,526	4,404	△41,204
当中間期変動額合計	△9,526	4,404	△41,204
当中間期末残高	280,115	252,842	248,437
純資産合計			
前期末残高	933,253	965,261	933,253
当中間期変動額			
新株の発行			50,000
剰余金の配当	△2,587	△5,773	△3,072
中間純利益又は中間純損失 (△)	23,186	△19,284	60,108
自己株式の取得	△0	△0	△1
自己株式の処分		5	
連結子会社増加による増加高	0		△4
連結子会社増加による減少高	△0		△0
連結子会社除外による減少高		△165	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△19,200	△21,634	△75,022
当中間期変動額合計	1,396	△46,853	32,007
当中間期末残高	934,650	918,407	965,261

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	43,254	△9,194	92,556
減価償却費	5,911	6,337	12,541
リース資産減価償却費	64,111	—	125,988
のれん償却額	4,748	3,872	9,277
無形資産償却額	1,358	1,861	3,257
その他の減損損失	—	1	919
持分法による投資損益 (△は益)	6,443	261	8,350
貸倒引当金の増減 (△)	△4,944	△10,732	△688
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△4,634	△8,928	1,344
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△242	△461	1,187
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△857	△8,455	△9,244
固定資産処分損失引当金の増減額 (△は減少)	—	2,722	5,025
特別法上の引当金の増減額 (△は減少)	—	—	0
資金運用収益	△111,494	△124,451	△242,171
資金調達費用	54,981	53,900	104,395
有価証券関係損益 (△)	1,826	18,075	10,510
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△6,003	587	△6,591
為替差損益 (△は益)	11,956	△9,541	25,522
固定資産処分損益 (△は益)	△379	△9,769	△66,161
リース資産処分損益 (△)	△1,167	—	△1,216
特定取引資産の純増 (△) 減	51,903	30,125	△11,897
特定取引負債の純増減 (△)	11,345	△26,098	105,764
貸出金の純増 (△) 減	△307,691	△213,158	△385,175
預金の純増減 (△)	209,591	441,705	292,121
譲渡性預金の純増減 (△)	239,110	167,289	96,990
債券の純増減 (△)	△16,709	85,828	△40,863
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△30,150	△35,914	△36,765
社債 (劣後特約付社債を除く) の純増減 (△)	27,565	△4,229	22,595
預け金 (無利息預け金を除く) の純増 (△) 減	△43,779	2,973	80,196
コールローン等の純増 (△) 減	△693,000	△196,985	41,085
買入金銭債権の純増 (△) 減	△73,045	7,693	△95,202
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△63,713	△303	△7,703
コールマネー等の純増減 (△)	684,682	△151,246	△60,675
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	△171,300	—	△179,300
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	276,773	336,871	140,088
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△11,751	△4,596	△2,805
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△99	△18	△79
短期社債 (負債) の純増減 (△)	115,000	16,500	73,600
信託勘定借の純増減 (△)	△10,211	2,546	△10,594

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
資金運用による収入	102,723	126,484	246,447
資金調達による支出	△61,662	△52,829	△120,275
売買目的有価証券の純増(△)減	437	26,153	53,470
運用目的の金銭の信託の純増(△)減	70,477	△6,402	90,344
リース資産の取得・売却等による純支出	△46,686	—	△88,665
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	—	2,266	—
その他	△53,919	△44,359	40,630
小計	270,758	416,378	318,135
法人税等の支払額	△1,324	△4,859	△995
営業活動によるキャッシュ・フロー	269,434	411,519	317,139
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△1,493,208	△1,486,268	△2,764,575
有価証券の売却による収入	286,759	637,384	533,480
有価証券の償還による収入	854,063	776,679	1,902,928
金銭の信託の設定による支出	△17,234	△25,865	△29,059
金銭の信託の解約及び配当による収入	36,537	26,020	63,852
有形固定資産(リース賃貸資産を除く)の取得による支出	△2,733	△1,732	△6,498
有形固定資産(リース賃貸資産を除く)の売却による収入	1,508	19,357	119,795
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△573,308	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	—	※2 4,509
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	24,999	13,989	24,999
事業譲受による支出	△31,302	—	△31,302
その他	△4,670	△5,913	△9,335
投資活動によるキャッシュ・フロー	△345,280	△619,656	△191,205
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債の償還による支出	△2,308	△2,786	△3,308
少数株主からの払込による収入	1,200	1,480	1,223
少数株主への子会社減資による支出	△4,227	△329	△18,622
株式の発行による収入	—	—	49,777
配当金の支払額	△2,587	△5,773	△3,072
少数株主への配当金の支払額	△13,803	△12,245	△17,407
自己株式の取得による支出	△0	△0	△1
自己株式の売却による収入	—	4	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,728	△19,651	8,588
現金及び現金同等物に係る換算差額	7	△11	△89
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△97,567	△227,799	134,433
現金及び現金同等物の期首残高	271,493	405,926	271,493
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 173,925	※1 178,127	※1 405,926

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 98社 主要な会社名 株式会社アプラス 昭和リース株式会社 新生信託銀行株式会社 新生証券株式会社 なお、レクシア有限責任事業組合他5社は設立により、株式会社エス・エス・ソリューションズ他4社は重要性が増加したことにより、当中間連結会計期間から連結しております。 また、有限会社新生エフ・ビー他2社は清算により、ライフ住宅ローン株式会社は株式売却により、Albemarle Capital GmbH他3社は支配権の喪失により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 95社 主要な会社名 華和国際租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 116社 主要な会社名 株式会社アプラス 昭和リース株式会社 シンキ株式会社 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社 新生信託銀行株式会社 新生証券株式会社 なお、Shinsei Asset Management (India) Private Limited他6社は設立により、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社他10社(注)は株式取得により、KNE 2 Loan GmbHは支配権の獲得により、当中間連結会計期間から連結しております。 また、Shinsei Capital (USA), Ltd. 他4社は清算により、昭和オートレンタリース株式会社及びサルサーサービス株式会社は株式売却により、連結の範囲から除外しております。 (注) GEコンシューマー・ファイナンス株式会社及びその子会社5社は、平成20年9月22日付で当行の子会社となったことから、当中間連結会計期間は貸借対照表のみを連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 105社 主要な会社名 華和国際租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 104社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、レクシア有限責任事業組合他11社は設立により、株式会社エス・エス・ソリューションズ他4社は重要性が増加したことにより、シンキ株式会社他2社(注)は株式の追加取得により、当連結会計年度から連結しております。 また、有限会社新生エフ・ビー他3社は清算により、ライフ住宅ローン株式会社は株式売却により、Albemarle Capital GmbH他4社は支配権の喪失により、連結の範囲から除外しております。昭和ハイテックレント株式会社は昭和リース株式会社との合併により消滅しております。 (注) シンキ株式会社及びその子会社2社は、平成19年12月13日付で当行の子会社となったことから、損益計算書については同年10月1日以降の分を連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 100社 主要な会社名 華和国際租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 29社 主要な会社名 シンキ株式会社 Hillcot Holdings Limited 日盛金融控股股份有限公司 なお、UTI International (Singapore) Private Limited 他2社は設立により、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。</p> <p>また、Consus SB First Securitization Speciality Co., Ltd. は清算により、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 95社 主要な会社名 華和国际租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第7条第1項第2号により、持分法の対象から除いております。</p> <p>その他の持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 30社 主要な会社名 Hillcot Holdings Limited 日盛金融控股股份有限公司 なお、Woori SB Tenth Asset Securitization Specialty Co., Ltd. 他2社は設立により、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。</p> <p>また、新生マッコリーアードバイザリー株式会社は清算により、Servicegesellschaft Kreditmanagement GmbH及び昭和レンタルリース盛岡株式会社は株式売却により、持分法の適用対象から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 105社 主要な会社名 華和国际租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第7条第1項第2号により、持分法の対象から除いております。</p> <p>その他の持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 30社 主要な会社名 Hillcot Holdings Limited 日盛金融控股股份有限公司 なお、UTI International (Singapore) Private Limited 他6社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。</p> <p>また、Consus SB First Securitization Speciality Co., Ltd. 他1社は清算により、楽天モーゲージ株式会社は株式売却により、持分法適用の範囲から除外しております。シンキ株式会社は株式の追加取得により、平成19年12月13日付で当行の子会社となったことから、同年10月1日以降持分法の適用対象から除外し連結しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 100社 主要な会社名 華和国际租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号より、持分法の対象から除いております。</p> <p>その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 34社 9月末日 64社</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 52社 9月末日 64社</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 38社 3月末日 66社</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 6月末日を中間決算日とする連結子会社のうち6社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、その他の連結子会社はそれぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(2) 6月末日を中間決算日とする連結子会社のうち5社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(2) 12月末日を決算日とする連結子会社のうち5社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法 売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	<p>(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	<p>(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（イ）と同じ方法により行っております。</p>	<p>(3) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(3) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(5) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 有形固定資産（有形リース資産を除く）の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～15年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法による場合に比べ32百万円減少しております。</p>	<p>(5) 減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 その他：2年～15年</p>	<p>(5) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 有形固定資産（有形リース資産を除く）の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～15年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法による場合に比べ295百万円減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																													
	<p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p>	<p>② 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社、シンキ株式会社及びGEコンシューマー・ファイナンス株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びシンキ株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p>																																													
	(株式会社アプラス)	(株式会社アプラス)	(株式会社アプラス)																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年									
	償却方法	償却期間																																														
商標価値	定額法	10年																																														
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																														
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																														
	償却方法	償却期間																																														
商標価値	定額法	10年																																														
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																														
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																														
	償却方法	償却期間																																														
商標価値	定額法	10年																																														
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																														
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																														
	(昭和リース株式会社)	(昭和リース株式会社)	(昭和リース株式会社)																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (保守契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存年数による</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存年数による</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存年数による	契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (保守契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存年数による</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存年数による</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存年数による	契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (保守契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存年数による</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存年数による</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存年数による	契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による
	償却方法	償却期間																																														
商標価値	定額法	10年																																														
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																														
契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存年数による																																														
契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による																																														
	償却方法	償却期間																																														
商標価値	定額法	10年																																														
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																														
契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存年数による																																														
契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による																																														
	償却方法	償却期間																																														
商標価値	定額法	10年																																														
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																														
契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存年数による																																														
契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による																																														
	(シンキ株式会社)	(シンキ株式会社)	(シンキ株式会社)																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																		
	償却方法	償却期間																																														
商標価値	定額法	10年																																														
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																														
	償却方法	償却期間																																														
商標価値	定額法	10年																																														
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																														
	償却方法	償却期間																																														
商標価値	定額法	10年																																														
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																														
	(GEコンシューマー・ファイナンス株式会社)	(GEコンシューマー・ファイナンス株式会社)	(GEコンシューマー・ファイナンス株式会社)																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																		
	償却方法	償却期間																																														
商標価値	定額法	10年																																														
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																														
	償却方法	償却期間																																														
商標価値	定額法	10年																																														
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																														
	償却方法	償却期間																																														
商標価値	定額法	10年																																														
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																														

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、のれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産（無形リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。</p> <hr/> <p>④ その他 連結子会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっております。</p>	<p>また、のれん及び負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <hr/>	<p>また、のれん及び負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産（無形リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。</p> <hr/> <p>④ その他 連結子会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっております。</p>
	<p>(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。</p> <hr/> <p>(ロ) 社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」 (企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。</p> <hr/> <p>(ロ) 社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。</p>	<p>(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(イ) 株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(ロ) 社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」 (企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p> <p>(ハ) 債券発行費用 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>連結子会社の社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>また、連結子会社の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>(ハ) 債券発行費用 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>連結子会社の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>また、連結子会社の社債発行費は、主としてその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p> <p>(ハ) 債券発行費用 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>連結子会社の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>また、連結子会社の社債発行費は、その他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p>	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p>	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は66,818百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は138,903百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は96,378百万円であります。</p>
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 同左	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(10) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理</p> <p>なお、当行の会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(10) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(10) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理</p> <p>なお、当行の会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(11) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。（会計方針の変更）</p> <p>従来、一部の連結子会社の役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方方法に比べ、営業経費は47百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少しております。</p>	<p>(11) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(11) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。（会計方針の変更）</p> <p>従来、一部の連結子会社の役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されたことに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方方法に比べ、営業経費は132百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p>	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p> <p>なお、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社（以下、「GECF」）を買取した際に当行がGEジャパン・ホールディングス株式会社（旧GEジャパン・ホールディングス合同会社）と締結したGECF株式譲渡契約において、買取後のGECFの過払利息返還額について、双方の負担割合を取り決めているため、GECFの利息返還損失引当金の算定に際しては、当該契約条項を勘案しております。</p>	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p>
		<p>(13) 固定資産処分損失引当金の計上基準</p> <p>固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行及び一部の連結子会社の本店並びに当行目黒フィナンシャルセンターについて見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。</p>	<p>(13) 固定資産処分損失引当金の計上基準</p> <p>固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行及び一部の連結子会社の本店や、閉鎖を予定しているリテールバンキングの一部の出張所及びATMコーナー等について見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。</p>
	<p>(14) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、国内証券連結子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項の定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めにより証券取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(14) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、国内証券連結子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項の定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(14) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、国内証券連結子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項の定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めにより証券取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>
	<p>(15) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(15) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(15) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(16) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	———	(16) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(17) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は17百万円(税効果額控除前)であります。 一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。	(17) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は8百万円(税効果額控除前)であります。 一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。	(17) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は11百万円(税効果額控除前)であります。 一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等 同左</p>
	<p>(18) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(18) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(18) 消費税等の会計処理 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(19) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(イ) 連結納税制度の適用 当行及び一部の国内連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p> <p>(ロ) 信販業務の収益計上方法 信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。</p> <p>(アドオン方式契約) 総合・個品あっせん 7・8分法 信用保証(保証料契約時一括受領) 7・8分法 信用保証(保証料分割受領) 定額法 (残債方式契約) 総合・個品あっせん 残債方式 信用保証(保証料分割受領) 残債方式 (注)計上方法の内容は次のとおりであります。</p> <p>① 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。</p> <p>② 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。</p> <p>(ハ) リース業務の収益計上方法 リース業務の収益の計上はリース契約上収受すべきリース料総額をリース期間に相当する月数で均等割した月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応する額を計上しております。</p> <p>—————</p>	<p>(19) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(イ) 連結納税制度の適用 同左</p> <p>(ロ) 信販業務の収益計上方法 同左</p> <p>(ハ) リース業務の収益計上方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。</p> <p>(ニ) 消費者金融業務の収益計上方法 消費者金融専門連結子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率または約定利率のいずれか低い利率により計上しております。</p>	<p>(19) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(イ) 連結納税制度の適用 同左</p> <p>(ロ) 信販業務の収益計上方法 同左</p> <p>(ハ) リース業務の収益計上方法 リース業務の収益の計上はリース契約上収受すべきリース料総額をリース期間に相当する月数で均等割した月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応する額を計上しております。</p> <p>(ニ) 消費者金融業務の収益計上方法 同左</p>
5. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した当該取引については、前連結会計年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、当期首に取得したもとしてリース資産に計上してしております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>従来、「有形固定資産」中の有形リース資産及び「無形固定資産」中の無形リース資産として表示していた所有権移転外ファイナンス・リース取引については、所有権移転外ファイナンス・リース取引と合わせて、「リース債権及びリース投資資産」として表示してしております。</p> <p>従来、中間連結キャッシュ・フロー計算書に「リース資産の取得・売却等による純支出」、「リース資産減価償却費」及び「リース資産処分損益」として表示していたものについては、営業活動によるキャッシュ・フローの「リース債権及びリース投資資産の純増減」及び「その他」に含めて表示してしております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理してしております。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の当期首の価額として計上してしております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結される子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純損失は10,973百万円増加しております。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>無券面のコマーシャル・ペーパーの残高(前中間連結会計期間末168,700百万円)は、従来、「コマーシャル・ペーパー」に含めて表示しておりましたが、法律上の位置付けに従い、当中間連結会計期間から「短期社債」として表示しております。</p> <p>—————</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>無券面のコマーシャル・ペーパーの純増減(前中間連結会計期間純増額40,500百万円)については、従来、「コマーシャル・ペーパーの純増減(△)」に含めて表示しておりましたが、法律上の位置付けに従い、当中間連結会計期間から「短期社債(負債)の純増減(△)」として表示しております。</p>	<p>—————</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>資金調達費用については、その重要性に鑑み、従来内訳表示していた「債券利息」(当中間連結会計期間2,232百万円)に替えて「社債利息」(前中間連結会計期間7,882百万円)を内訳表示しております。</p> <p>—————</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式50,635百万円及び出資金9,299百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは128,928百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は623百万円、延滞債権額は39,076百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,041百万円、延滞債権額は2,936百万円であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9,961百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,651百万円であります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,543百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は8,143百万円であります。</p>	<p>※1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式42,042百万円及び出資金7,360百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は17,846百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは63,741百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は26,488百万円、延滞債権額は64,853百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は617百万円、延滞債権額は3,279百万円であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,539百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,692百万円であります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は73,401百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は9,482百万円であります。</p>	<p>※1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式42,158百万円及び出資金7,383百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は3,058百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは84,384百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,173百万円、延滞債権額は42,528百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は2,635百万円、延滞債権額は4,908百万円であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4,792百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,340百万円であります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は54,980百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は6,782百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																																								
<p>※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は75,205百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,773百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は725百万円であります。</p> <p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は68,270百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、238,958百万円であります。</p> <p>※9. 当行の貸出債権証券化(CLOーCollateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、74,688百万円であります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を19,971百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額94,659百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>553,352百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>27,868百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>805百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売渡手形</td> <td>85,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td>285,107百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>40,532百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>903百万円</td> </tr> </table>	現金預け金	70百万円	有価証券	553,352百万円	貸出金	27,868百万円	預金	805百万円	コールマネー及び		売渡手形	85,000百万円	債券貸借取引受入		担保金	285,107百万円	借入金	40,532百万円	支払承諾	903百万円	<p>※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は166,282百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,073百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,772百万円であります。</p> <p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、62,160百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、106,266百万円であります。</p> <p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>783百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>47,380百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>711,901百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>181,469百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td>26,349百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>939百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,361百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,596百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売渡手形</td> <td>110,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td>470,080百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>98,281百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>907百万円</td> </tr> </table>	現金預け金	783百万円	買入金銭債権	47,380百万円	有価証券	711,901百万円	貸出金	181,469百万円	リース債権及びリース投資資産	26,349百万円	その他資産	939百万円	有形固定資産	2,361百万円	預金	1,596百万円	コールマネー及び		売渡手形	110,000百万円	債券貸借取引受入		担保金	470,080百万円	借入金	98,281百万円	支払承諾	907百万円	<p>※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は104,474百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,666百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,199百万円であります。</p> <p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は61,144百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、157,021百万円であります。</p> <p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>643百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>47,380百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>530,791百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>19,192百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,221百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,058百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売渡手形</td> <td>180,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td>148,421百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>80,294百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>908百万円</td> </tr> </table>	現金預け金	643百万円	買入金銭債権	47,380百万円	有価証券	530,791百万円	貸出金	19,192百万円	有形固定資産	2,221百万円	預金	1,058百万円	コールマネー及び		売渡手形	180,000百万円	債券貸借取引受入		担保金	148,421百万円	借入金	80,294百万円	支払承諾	908百万円
現金預け金	70百万円																																																																									
有価証券	553,352百万円																																																																									
貸出金	27,868百万円																																																																									
預金	805百万円																																																																									
コールマネー及び																																																																										
売渡手形	85,000百万円																																																																									
債券貸借取引受入																																																																										
担保金	285,107百万円																																																																									
借入金	40,532百万円																																																																									
支払承諾	903百万円																																																																									
現金預け金	783百万円																																																																									
買入金銭債権	47,380百万円																																																																									
有価証券	711,901百万円																																																																									
貸出金	181,469百万円																																																																									
リース債権及びリース投資資産	26,349百万円																																																																									
その他資産	939百万円																																																																									
有形固定資産	2,361百万円																																																																									
預金	1,596百万円																																																																									
コールマネー及び																																																																										
売渡手形	110,000百万円																																																																									
債券貸借取引受入																																																																										
担保金	470,080百万円																																																																									
借入金	98,281百万円																																																																									
支払承諾	907百万円																																																																									
現金預け金	643百万円																																																																									
買入金銭債権	47,380百万円																																																																									
有価証券	530,791百万円																																																																									
貸出金	19,192百万円																																																																									
有形固定資産	2,221百万円																																																																									
預金	1,058百万円																																																																									
コールマネー及び																																																																										
売渡手形	180,000百万円																																																																									
債券貸借取引受入																																																																										
担保金	148,421百万円																																																																									
借入金	80,294百万円																																																																									
支払承諾	908百万円																																																																									

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)												
<p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権16,669百万円を差し入れております。</p> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券143,619百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は711百万円、保証金は15,063百万円であります。</p>	<p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券171,893百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は281百万円、保証金は24,999百万円、デリバティブ取引の差入担保金は4,485百万円であります。</p>	<p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権33,429百万円を差し入れております。</p> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券162,420百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は91百万円、保証金は17,623百万円、デリバティブ取引の差入担保金は5,603百万円であります。</p>												
<p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,327,480百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,925,254百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,677,927百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが5,387,808百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,436,578百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが4,064,768百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>												
<p>※12. その他資産には、割賦売掛金438,550百万円が含まれています。</p>	<p>※12. その他資産には、割賦売掛金420,608百万円が含まれています。</p>	<p>※12. その他資産には、割賦売掛金421,817百万円が含まれております。</p>												
<p>※13. 有形固定資産には、有形リース資産284,404百万円が含まれています。</p>	<p>—————</p>	<p>※13. 有形固定資産には、有形リース資産264,970百万円が含まれています。</p>												
<p>※14. 有形固定資産の減価償却累計額 271,673百万円</p>	<p>※14. 有形固定資産の減価償却累計額 89,251百万円</p>	<p>※14. 有形固定資産の減価償却累計額 303,401百万円</p>												
<p>※15. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 —百万円)</p> <p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>※15. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,902百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 —百万円)</p>												
<p>—————</p>	<p>※16. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示してあります。</p> <p>相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table data-bbox="638 1747 989 1867"> <tr> <td>のれん</td> <td>153,405百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>6,893百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>146,511百万円</td> </tr> </table>	のれん	153,405百万円	負ののれん	6,893百万円	差引額	146,511百万円	<p>※16. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示してあります。</p> <p>相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table data-bbox="1069 1725 1420 1834"> <tr> <td>のれん</td> <td>149,314百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>7,075百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>142,239百万円</td> </tr> </table>	のれん	149,314百万円	負ののれん	7,075百万円	差引額	142,239百万円
のれん	153,405百万円													
負ののれん	6,893百万円													
差引額	146,511百万円													
のれん	149,314百万円													
負ののれん	7,075百万円													
差引額	142,239百万円													

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※17. 無形固定資産には、のれん154,119百万円及び無形リース資産41,201百万円が含まれております。また、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産18,467百万円が含まれております。</p> <p>※18. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,000百万円が含まれております。</p> <p>※19. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債361,874百万円が含まれております。</p> <p>※20. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は103,763百万円であります。</p>	<p>※17. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産48,810百万円が含まれております。</p> <p>※18. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,000百万円が含まれております。</p> <p>※19. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債326,726百万円が含まれております。</p> <p>※20. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は68,650百万円であります。</p>	<p>※17. 無形固定資産には、無形リース資産39,668百万円が含まれております。また、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産23,676百万円が含まれております。</p> <p>※18. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,000百万円が含まれております。</p> <p>※19. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債341,243百万円が含まれております。</p> <p>※20. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は78,691百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)								
<p>※1. その他業務収益には、リース収入80,054百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益12,217百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価72,437百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 営業経費には、のれん償却額4,748百万円並びに株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産に係る当中間連結会計期間における償却額1,358百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額29,272百万円及び金銭の信託運用損198百万円を含んでおります。</p> <p>※6. 特別利益には、子会社株式売却益20,368百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他業務収益には、リース収入75,206百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益8,335百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価66,857百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 営業経費には、のれん償却額3,872百万円及び連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額1,861百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額38,378百万円及び金銭の信託運用損4,043百万円を含んでおります。</p> <p>※6. 特別利益には、固定資産処分益10,311百万円及び子会社株式売却益8,226百万円を含んでおります。</p> <p>※7. 特別損失には、固定資産処分損失引当金繰入額3,039百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他業務収益には、リース収入155,278百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益21,261百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価141,398百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 営業経費には、のれん償却額9,277百万円及び連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額3,257百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額66,966百万円及び金銭の信託運用損293百万円を含んでおります。</p> <p>※6. 特別利益には、当行本店不動産の売却益66,054百万円及び子会社株式売却益20,368百万円を含んでおります。</p> <p>※7. 特別損失には、固定資産処分損897百万円、その他の減損損失919百万円、及び固定資産処分損失引当金繰入額5,025百万円を含んでおります。</p> <p>なお、その他の減損損失には、当行の以下の資産に係る減損損失を含んでおります。</p> <table border="1" data-bbox="1018 1006 1439 1225"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都、愛知県、兵庫県 (11箇所)</td> <td>出張所及びA T Mコーナー</td> <td>建物、その他の有形固定資産</td> <td>896</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。</p> <p>当連結会計年度においてリテールバンキング部門における一部出張所及びA T Mコーナー等について営業環境等を総合的に勘案した結果、廃止することを決定したため、廃止決定対象となった資産については、個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして、帳簿価額全額を減損しております。</p> <p>上記の減損損失のうち、建物に関するものは793百万円、その他の有形固定資産に関するものは102百万円であります。</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	東京都、愛知県、兵庫県 (11箇所)	出張所及びA T Mコーナー	建物、その他の有形固定資産	896
場所	用途	種類	金額 (百万円)							
東京都、愛知県、兵庫県 (11箇所)	出張所及びA T Mコーナー	建物、その他の有形固定資産	896							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	1,473,570	200,000	-	1,673,570	(注) 1
第二回甲種優先株式	74,528	-	-	74,528	
第三回乙種優先株式	300,000	-	300,000	-	(注) 2
合計	1,848,098	200,000	300,000	1,748,098	
自己株式					
普通株式	96,425	1	-	96,427	
第三回乙種優先株式	-	300,000	300,000	-	(注) 2
合計	96,425	300,001	300,000	96,427	

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加200,000千株は、当行第三回乙種優先株式の取得条項の内容に関する定款の定めにより、平成19年8月1日付にて当該優先株式300,000千株の一斉取得と引換えに交付したものであります。

2. 第三回乙種優先株式の増加及び減少は、上記一斉取得により取得し、消却したものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月9日 取締役会	普通株式	1,377	1.00	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第三回乙種優先株式	726	2.42	平成19年3月31日	平成19年5月30日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月14日 取締役会	第二回甲種 優先株式	484	その他利益 剰余金	6.50	平成19年9月30日	平成19年12月7日

II 当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,060,346	-	-	2,060,346	
合計	2,060,346	-	-	2,060,346	
自己株式					
普通株式	96,436	1	13	96,424	
合計	96,436	1	13	96,424	

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	5,773	2.94	平成20年3月31日	平成20年6月5日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当ありません。

III 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,473,570	586,775	-	2,060,346	(注) 1, 2, 3
第二回甲種優先株式	74,528	-	74,528	-	(注) 4
第三回乙種優先株式	300,000	-	300,000	-	(注) 5
合計	1,848,098	586,775	374,528	2,060,346	
自己株式					
普通株式	96,425	10	-	96,436	
第二回甲種優先株式	-	74,528	74,528	-	(注) 4
第三回乙種優先株式	-	300,000	300,000	-	(注) 5
合計	96,425	374,538	374,528	96,436	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の増加数のうち200,000千株は、当行第三回乙種優先株式の取得条項の内容に関する定款の定めにより、平成19年8月1日付にて当該優先株式300,000千株の一斉取得と引換えに交付したものであります。
2. 普通株式の発行済株式の増加数のうち117,647千株は、平成20年2月4日を払込日とする第三者割当増資により交付したものであります。
3. 普通株式の発行済株式の増加数のうち269,128千株は、平成20年3月31日付にて当行第二回甲種優先株式74,528千株について、取得請求により交付したものであります。
4. 第二回甲種優先株式の増加及び減少は、上記3.の取得請求により取得し、消却したものであります。
5. 第三回乙種優先株式の増加及び減少は、上記1.の一斉取得により取得し、消却したものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストックオプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月9日 取締役会	普通株式	1,377	1.00	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第三回乙種優先株式	726	2.42	平成19年3月31日	平成19年5月30日
平成19年11月14日 取締役会	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成19年9月30日	平成19年12月7日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	5,773	その他利益 剰余金	2.94	平成20年3月31日	平成20年6月5日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																												
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <table data-bbox="172 334 564 432"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>394,179百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td>△220,253百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>173,925百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	394,179百万円	有利息預け金	△220,253百万円	現金及び現金同等物	<u>173,925百万円</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table data-bbox="606 334 999 432"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>278,461百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td>△100,334百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>178,127百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	278,461百万円	有利息預け金	△100,334百万円	現金及び現金同等物	<u>178,127百万円</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年3月31日現在</p> <table data-bbox="1040 334 1433 432"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>505,630百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td>△99,703百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>405,926百万円</u></td> </tr> </table> <p>※2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の追加取得により新たにシンキ株式会社及びその子会社（以下「シンキ」）を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びにシンキ株式の追加取得価額とシンキ取得による収入（純額）との関係は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="1040 694 1442 1262"> <tr> <td>資産</td> <td>161,719百万円</td> </tr> <tr> <td>（うち貸出金</td> <td>113,940百万円）</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td>△146,482百万円</td> </tr> <tr> <td>（うち借入金</td> <td>△70,576百万円）</td> </tr> <tr> <td>（うち利息返還損失引当金</td> <td>△38,224百万円）</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td>△4,909百万円</td> </tr> <tr> <td>自己株式</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>△7,248百万円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td><u>3,083百万円</u></td> </tr> <tr> <td>既存株式の持分法による評価額</td> <td>△4,598百万円</td> </tr> <tr> <td>差引：シンキ株式の追加取得価額</td> <td>7,682百万円</td> </tr> <tr> <td>シンキの現金及び現金同等物</td> <td>△12,191百万円</td> </tr> <tr> <td>差引：シンキ取得による収入</td> <td><u>4,509百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	505,630百万円	有利息預け金	△99,703百万円	現金及び現金同等物	<u>405,926百万円</u>	資産	161,719百万円	（うち貸出金	113,940百万円）	負債	△146,482百万円	（うち借入金	△70,576百万円）	（うち利息返還損失引当金	△38,224百万円）	少数株主持分	△4,909百万円	自己株式	4百万円	負ののれん	△7,248百万円	小計	<u>3,083百万円</u>	既存株式の持分法による評価額	△4,598百万円	差引：シンキ株式の追加取得価額	7,682百万円	シンキの現金及び現金同等物	△12,191百万円	差引：シンキ取得による収入	<u>4,509百万円</u>
現金預け金勘定	394,179百万円																																													
有利息預け金	△220,253百万円																																													
現金及び現金同等物	<u>173,925百万円</u>																																													
現金預け金勘定	278,461百万円																																													
有利息預け金	△100,334百万円																																													
現金及び現金同等物	<u>178,127百万円</u>																																													
現金預け金勘定	505,630百万円																																													
有利息預け金	△99,703百万円																																													
現金及び現金同等物	<u>405,926百万円</u>																																													
資産	161,719百万円																																													
（うち貸出金	113,940百万円）																																													
負債	△146,482百万円																																													
（うち借入金	△70,576百万円）																																													
（うち利息返還損失引当金	△38,224百万円）																																													
少数株主持分	△4,909百万円																																													
自己株式	4百万円																																													
負ののれん	△7,248百万円																																													
小計	<u>3,083百万円</u>																																													
既存株式の持分法による評価額	△4,598百万円																																													
差引：シンキ株式の追加取得価額	7,682百万円																																													
シンキの現金及び現金同等物	△12,191百万円																																													
差引：シンキ取得による収入	<u>4,509百万円</u>																																													

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																
	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として工具、器具及び備品であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(5)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(貸手側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース料債権部分</td> <td style="text-align: right;">265,603百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">見積残存価額分</td> <td style="text-align: right;">11,229百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">△32,830百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">リース投資資産</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">244,001百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">96,970百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超2年内</td> <td style="text-align: right;">76,855百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2年超3年内</td> <td style="text-align: right;">47,909百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3年超4年内</td> <td style="text-align: right;">27,733百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">4年超5年内</td> <td style="text-align: right;">13,273百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">5年超</td> <td style="text-align: right;">12,336百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">275,079百万円</td> </tr> </table>	リース料債権部分	265,603百万円	見積残存価額分	11,229百万円	受取利息相当額	△32,830百万円	リース投資資産	244,001百万円	1年内	96,970百万円	1年超2年内	76,855百万円	2年超3年内	47,909百万円	3年超4年内	27,733百万円	4年超5年内	13,273百万円	5年超	12,336百万円	合計	275,079百万円																											
リース料債権部分	265,603百万円																																																	
見積残存価額分	11,229百万円																																																	
受取利息相当額	△32,830百万円																																																	
リース投資資産	244,001百万円																																																	
1年内	96,970百万円																																																	
1年超2年内	76,855百万円																																																	
2年超3年内	47,909百万円																																																	
3年超4年内	27,733百万円																																																	
4年超5年内	13,273百万円																																																	
5年超	12,336百万円																																																	
合計	275,079百万円																																																	
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">2,905百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">140百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,046百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">2,014百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">88百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,103百万円</td> </tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">890百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">942百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">667百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">325百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">993百万円</td> </tr> </table>	動産	2,905百万円	その他	140百万円	合計	3,046百万円	動産	2,014百万円	その他	88百万円	合計	2,103百万円	動産	890百万円	その他	52百万円	合計	942百万円	1年内	667百万円	1年超	325百万円	合計	993百万円		<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">3,638百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">373百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,011百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">2,451百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">187百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,638百万円</td> </tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">1,186百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">185百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,372百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">859百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">582百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,441百万円</td> </tr> </table>	動産	3,638百万円	その他	373百万円	合計	4,011百万円	動産	2,451百万円	その他	187百万円	合計	2,638百万円	動産	1,186百万円	その他	185百万円	合計	1,372百万円	1年内	859百万円	1年超	582百万円	合計	1,441百万円
動産	2,905百万円																																																	
その他	140百万円																																																	
合計	3,046百万円																																																	
動産	2,014百万円																																																	
その他	88百万円																																																	
合計	2,103百万円																																																	
動産	890百万円																																																	
その他	52百万円																																																	
合計	942百万円																																																	
1年内	667百万円																																																	
1年超	325百万円																																																	
合計	993百万円																																																	
動産	3,638百万円																																																	
その他	373百万円																																																	
合計	4,011百万円																																																	
動産	2,451百万円																																																	
その他	187百万円																																																	
合計	2,638百万円																																																	
動産	1,186百万円																																																	
その他	185百万円																																																	
合計	1,372百万円																																																	
1年内	859百万円																																																	
1年超	582百万円																																																	
合計	1,441百万円																																																	

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">418百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">386百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">451,484百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">80,513百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">531,998百万円</td> </tr> </table> 減価償却累計額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">193,189百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">33,077百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">226,267百万円</td> </tr> </table> 中間連結会計期間末残高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">258,295百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">47,435百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">305,730百万円</td> </tr> </table> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">109,349百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">214,975百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">324,325百万円</td> </tr> </table> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">67,411百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">55,612百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">9,551百万円</td> </tr> </table> ・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	支払リース料	418百万円	減価償却費相当額	386百万円	支払利息相当額	19百万円	動産	451,484百万円	その他	80,513百万円	合計	531,998百万円	動産	193,189百万円	その他	33,077百万円	合計	226,267百万円	動産	258,295百万円	その他	47,435百万円	合計	305,730百万円	1年内	109,349百万円	1年超	214,975百万円	合計	324,325百万円	受取リース料	67,411百万円	減価償却費	55,612百万円	受取利息相当額	9,551百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,301百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,203百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">47百万円</td> </tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 取得価額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">446,978百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">82,901百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">529,880百万円</td> </tr> </table> 減価償却累計額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">201,547百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">37,233百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">238,781百万円</td> </tr> </table> 年度末残高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">245,431百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">45,667百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">291,099百万円</td> </tr> </table> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">103,579百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">196,682百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">300,261百万円</td> </tr> </table> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">131,336百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">103,103百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">14,791百万円</td> </tr> </table> ・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 	支払リース料	1,301百万円	減価償却費相当額	1,203百万円	支払利息相当額	47百万円	動産	446,978百万円	その他	82,901百万円	合計	529,880百万円	動産	201,547百万円	その他	37,233百万円	合計	238,781百万円	動産	245,431百万円	その他	45,667百万円	合計	291,099百万円	1年内	103,579百万円	1年超	196,682百万円	合計	300,261百万円	受取リース料	131,336百万円	減価償却費	103,103百万円	受取利息相当額	14,791百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,301百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,203百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">47百万円</td> </tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 取得価額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">446,978百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">82,901百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">529,880百万円</td> </tr> </table> 減価償却累計額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">201,547百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">37,233百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">238,781百万円</td> </tr> </table> 年度末残高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">245,431百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">45,667百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">291,099百万円</td> </tr> </table> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">103,579百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">196,682百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">300,261百万円</td> </tr> </table> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">131,336百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">103,103百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">14,791百万円</td> </tr> </table> ・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 	支払リース料	1,301百万円	減価償却費相当額	1,203百万円	支払利息相当額	47百万円	動産	446,978百万円	その他	82,901百万円	合計	529,880百万円	動産	201,547百万円	その他	37,233百万円	合計	238,781百万円	動産	245,431百万円	その他	45,667百万円	合計	291,099百万円	1年内	103,579百万円	1年超	196,682百万円	合計	300,261百万円	受取リース料	131,336百万円	減価償却費	103,103百万円	受取利息相当額	14,791百万円
支払リース料	418百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	386百万円																																																																																																													
支払利息相当額	19百万円																																																																																																													
動産	451,484百万円																																																																																																													
その他	80,513百万円																																																																																																													
合計	531,998百万円																																																																																																													
動産	193,189百万円																																																																																																													
その他	33,077百万円																																																																																																													
合計	226,267百万円																																																																																																													
動産	258,295百万円																																																																																																													
その他	47,435百万円																																																																																																													
合計	305,730百万円																																																																																																													
1年内	109,349百万円																																																																																																													
1年超	214,975百万円																																																																																																													
合計	324,325百万円																																																																																																													
受取リース料	67,411百万円																																																																																																													
減価償却費	55,612百万円																																																																																																													
受取利息相当額	9,551百万円																																																																																																													
支払リース料	1,301百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	1,203百万円																																																																																																													
支払利息相当額	47百万円																																																																																																													
動産	446,978百万円																																																																																																													
その他	82,901百万円																																																																																																													
合計	529,880百万円																																																																																																													
動産	201,547百万円																																																																																																													
その他	37,233百万円																																																																																																													
合計	238,781百万円																																																																																																													
動産	245,431百万円																																																																																																													
その他	45,667百万円																																																																																																													
合計	291,099百万円																																																																																																													
1年内	103,579百万円																																																																																																													
1年超	196,682百万円																																																																																																													
合計	300,261百万円																																																																																																													
受取リース料	131,336百万円																																																																																																													
減価償却費	103,103百万円																																																																																																													
受取利息相当額	14,791百万円																																																																																																													
支払リース料	1,301百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	1,203百万円																																																																																																													
支払利息相当額	47百万円																																																																																																													
動産	446,978百万円																																																																																																													
その他	82,901百万円																																																																																																													
合計	529,880百万円																																																																																																													
動産	201,547百万円																																																																																																													
その他	37,233百万円																																																																																																													
合計	238,781百万円																																																																																																													
動産	245,431百万円																																																																																																													
その他	45,667百万円																																																																																																													
合計	291,099百万円																																																																																																													
1年内	103,579百万円																																																																																																													
1年超	196,682百万円																																																																																																													
合計	300,261百万円																																																																																																													
受取リース料	131,336百万円																																																																																																													
減価償却費	103,103百万円																																																																																																													
受取利息相当額	14,791百万円																																																																																																													
<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,375百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">3,041百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">4,416百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">8,427百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">8,802百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">17,230百万円</td> </tr> </table> 	1年内	1,375百万円	1年超	3,041百万円	合計	4,416百万円	1年内	8,427百万円	1年超	8,802百万円	合計	17,230百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">5,561百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">5,755百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">11,317百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">2,468百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">4,899百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">7,367百万円</td> </tr> </table> 	1年内	5,561百万円	1年超	5,755百万円	合計	11,317百万円	1年内	2,468百万円	1年超	4,899百万円	合計	7,367百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">4,025百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">5,530百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">9,556百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">8,926百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">9,888百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">18,814百万円</td> </tr> </table> 	1年内	4,025百万円	1年超	5,530百万円	合計	9,556百万円	1年内	8,926百万円	1年超	9,888百万円	合計	18,814百万円																																																																								
1年内	1,375百万円																																																																																																													
1年超	3,041百万円																																																																																																													
合計	4,416百万円																																																																																																													
1年内	8,427百万円																																																																																																													
1年超	8,802百万円																																																																																																													
合計	17,230百万円																																																																																																													
1年内	5,561百万円																																																																																																													
1年超	5,755百万円																																																																																																													
合計	11,317百万円																																																																																																													
1年内	2,468百万円																																																																																																													
1年超	4,899百万円																																																																																																													
合計	7,367百万円																																																																																																													
1年内	4,025百万円																																																																																																													
1年超	5,530百万円																																																																																																													
合計	9,556百万円																																																																																																													
1年内	8,926百万円																																																																																																													
1年超	9,888百万円																																																																																																													
合計	18,814百万円																																																																																																													

(有価証券関係)

(注1) (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産を含めて記載しております。

(注2) 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額 (△は損) (百万円)
国債	324,431	323,840	△591
社債	101,656	101,790	133
その他	12,747	13,091	343
合計	438,835	438,721	△113

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (△は損) (百万円)
株式	23,674	23,555	△119
債券	884,242	880,658	△3,584
国債	563,094	559,580	△3,514
地方債	114,974	114,921	△53
社債	206,174	206,157	△16
その他	529,178	528,885	△292
合計	1,437,095	1,433,099	△3,995

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「その他」は主として外国債券であります。

3. 時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	329,831
非上場株式	15,280
非上場地方債	4
非上場社債	193,690
非上場外国証券	84,713
その他	36,144
非連結子会社・関連会社株式	50,635

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額 （百万円）
国債	244,229	244,976	746
社債	75,215	75,853	637
その他	11,532	12,655	1,122
合計	330,977	333,484	2,507

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	評価差額 （△は損） （百万円）
株式	22,127	17,250	△4,877
債券	674,283	668,976	△5,306
国債	557,902	553,003	△4,899
地方債	1,708	1,734	26
社債	114,672	114,239	△432
その他	463,035	414,549	△48,486
合計	1,159,446	1,100,776	△58,669

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「その他」は主として外国債券であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は17,486百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先
要注意先
正常先

時価が取得原価に比べて下落
時価が取得原価に比べて30%以上下落
時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
満期保有目的の債券	3
非上場社債	3
その他有価証券	483,603
非上場株式	15,941
非上場地方債	4
非上場社債	324,493
非上場外国証券	79,234
その他	63,929
非連結子会社・関連会社株式	42,042

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	151,679	△6,266

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	304,333	306,168	1,835	1,901	66
社債	75,138	76,519	1,381	1,381	-
その他	11,023	12,371	1,347	1,347	-
合計	390,495	395,059	4,564	4,630	66

- (注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	22,300	19,142	△3,157	1,068	4,226
債券	548,322	544,921	△3,401	1,084	4,485
国債	344,819	341,048	△3,770	378	4,148
地方債	2,205	2,264	58	58	-
社債	201,297	201,608	310	647	337
その他	520,220	491,537	△28,683	8,479	37,162
合計	1,090,844	1,055,601	△35,242	10,631	45,874

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. 「その他」は主として外国債券であります。
4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は5,454百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	536,145	6,025	1,235

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	428,913
非上場株式	14,989
非上場地方債	4
非上場社債	283,743
非上場外国証券	65,300
その他	64,876
非連結子会社・関連会社株式	42,158

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	462,795	671,384	27,876	46,083
国債	298,680	300,618	-	46,083
地方債	4	1,738	525	-
社債	164,110	369,027	27,351	-
その他	26,086	203,360	165,234	162,753
合計	488,882	874,744	193,111	208,836

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	149,035	149,035	-

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	122,049	122,049	-

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	248,752	△5,603

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	122,819	122,819	-	-	-

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(売買目的の買入金銭債権関係)

I 前連結会計年度（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的の買入金銭債権	281,034	△7,717

II 当連結会計年度（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的の買入金銭債権	280,630	△12,697

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末（平成19年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△3,347
その他有価証券（注）	△3,347
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	431
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△3,778
(△) 少数株主持分相当額	16
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△6
その他有価証券評価差額金	△3,802

(注) 時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額648百万円が含まれております。

II 当中間連結会計期間末（平成20年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△58,726
その他有価証券（注）	△58,726
その他の金銭の信託	—
（+）繰延税金資産	96
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△58,629
（△）少数株主持分相当額	△29
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△0
その他有価証券評価差額金	△58,600

（注） 時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（損）56百万円が含まれております。

III 前連結会計年度末（平成20年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△35,088
その他有価証券（注）	△35,088
その他の金銭の信託	—
（+）繰延税金資産	17
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△35,070
（△）少数株主持分相当額	△48
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△51
その他有価証券評価差額金	△35,073

（注） 時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等154百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	17,568	△1	△1
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	10,446,413	△4,296	△4,296
	金利スワップション	4,897,463	14,723	27,867
	金利オプション	362,337	△204	675
	その他	—	—	—
	合計	—	10,220	24,245

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当中間連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ1,383百万円及び3,258百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスクの減価前の数値であります。

(2) 通貨関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,540,338	20,322	20,322
	為替予約	2,650,192	8,440	8,440
	通貨オプション	11,220,960	△3,948	12,014
	その他	—	—	—
	合計	—	24,814	40,778

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	株式指数先物	45,948	1,808	1,808
	株式指数オプション	1,939	44	△5
	個別株オプション	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	522,075	△165	2,903
	有価証券店頭指数等スワップ	1,000	65	65
	その他	178,783	5,143	5,120
	合計	—	6,897	9,893

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	15,941	25	25
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	25	25

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成19年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	2,618,860	41,638	985
	その他	—	—	—
	合計	—	41,638	985

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	金利先物	160,903	△4	△4
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	11,334,995	23,687	23,687
	金利スワップション	4,968,768	△15,108	△4,804
	金利オプション	289,428	△206	△71
	その他	—	—	—
	合計	—	8,367	18,805

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当中間連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ2,008百万円及び5,025百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスクの減価前の数値であります。

(2) 通貨関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,377,721	△5,349	△5,349
	為替予約	4,120,890	19,587	19,587
	通貨オプション	19,379,960	24,253	31,894
	その他	—	—	—
	合計	—	38,491	46,132

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	株式指数先物	10,294	△478	△478
	株式指数オプション	22,400	1,084	△368
	個別株オプション	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	503,221	2,944	△1,064
	有価証券店頭指数等スワップ	1,000	116	116
	その他	194,433	19,980	19,957
	合計	—	23,648	18,163

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	債券先物	22,689	77	77
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	77	77

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	3,261,836	10,957	10,957
	その他	—	—	—
	合計	—	10,957	10,957

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の行っている主なデリバティブ取引は以下のとおりであります。

- ① 金利関連 金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
- ② 通貨関連 通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
- ③ 株式関連 株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
- ④ 債券関連 債券先物
- ⑤ クレジット クレジット・デフォルト・オプション
デリバティブ関連

(2) 取組方針

デリバティブ取引は、国際的な金融自由化の進展及び金融技術の進歩に伴い多様化する価格変動リスクの有効なコントロール手段であります。

デリバティブ取引には、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク等が存在しておりますが、当行は、これらのリスクを把握し管理する統合的なリスク管理体制の下で取引を行っております。

(3) 利用目的

当行が行うデリバティブ取引の利用目的は、顧客の財務マネージメントニーズに対応した多様な商品の提供のための対顧取引目的及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、当行の資産負債から発生するリスクをコントロールし当行全体の収益を安定的に確保するためのALM目的等となっております。

また、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映するため、当行の資産・負債について、「金融商品会計基準」（以下、「基準」）において定められている繰延ヘッジまたは時価ヘッジを採用しております。なおALM目的等のために行うデリバティブ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱いについて」（以下、「会計上及び監査上の取扱い」）に基づく包括ヘッジを行っております。

これらのヘッジ会計においては、主に金利スワップをヘッジ手段として、上記の「基準」及び「会計上及び監査上の取扱い」に定められた要件に基づき、ヘッジ有効性の評価を行っております。

これらの取引につきまして、当行はあらかじめ定められたリスク運営方針の下で、その遵守状況を管理するために設定された指標の枠組みの範囲内において、信用リスクの限定された取引所取引や、定型化され流動性の高い店頭取引を中心に取引を行っております。

(4) 取引に係るリスク内容

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

① 市場リスク

市場リスクは、取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引に固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスクであります。

市場リスクについては、円、米ドル、ユーロを中心とするOECD主要国の長短金利、為替相場、国内上場企業の信用リスクを、主なリスク取得の対象としております。

これらのリスク量につきましては、主にバリュー・アット・リスク（VAR）法を用いて管理しております。

② 信用リスク

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスクであります。

これらの信用リスクは合理的な算定方法に基づき、特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成20年3月末日の信用リスクに伴う減価額は1,590百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該信用リスクの減価前の数値であります。

信用リスクについては、カレントエクスポージャー・ポテンシャルエクスポージャーを合算し、各取引の相手毎にクレジットラインを設定して管理しております。

③ 流動性リスク

所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスクであります。

これらのコストは合理的な算定方法に基づき特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成20年3月末日の連結ベースでの上記の減価額は3,856百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該流動性リスクの減価前の数値であります。

④ オペレーショナル・リスク

取引相手先を含む事務処理上の錯誤、システム機能の停止、オペレーション上の過誤により損失を被るリスクであります。

⑤ リーガル・リスク

契約上の不備あるいは法令・当局規制等に抵触することで損失を被る、あるいは業務運営に支障をきたすリスクであります。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行では、独立したリスク管理機能を持つリスク管理部門において統合的なリスク管理を行っております。

① 市場リスクの管理体制

市場リスク管理部は、恣意性を排除した業務運営を可能とするため、業務の理念や戦略、リスク管理方針、リスク管理手続、ポジション及び損益の計測定義に係る諸規定を制定し、原則として1年毎に、必要な場合は随時、見直しを行っております。また、バンキング、トレーディング両部門の市場リスク状況を日次で統合的に把握し、モニタリングし、経営に対し報告を行っており、その枠組においてトレーディングデリバティブ取引についてもモニタリングが行われております。

なお、ALMを中心とするバンキングのデリバティブ取引については、全体の資産負債構造が持つリスクが月次で把握されALM委員会にて報告されております。

② 信用リスクの管理体制

信用リスクの管理は、同一の基本理念、管理手法に基づき各顧客本部が作成したオフバランス取引の進達規定に基づいて行っており、同規定には、申請方法、決裁権限、進達手順及び事後管理方法等が定められております。

取引は、あらかじめ主要なデリバティブ商品については統合されたクレジットラインを設定し、その範囲内で行われております。

クレジットラインの遵守状況のモニタリングは、フロント部門、バック部門でそれぞれ行っております。また、事後管理として、時価評価による評価損があらかじめ定められた金額を超える場合には、担保を徴求する等の必要な措置を講じております。

③ 流動性リスクの管理体制

流動性リスクは、取扱可能取引を限定し管理しております。

当行にとって新しいリスク・商品性のデリバティブ取引は、新商品コミッティーの取引承認を必要とし、同コミッティーにおいては当該商品の市場流動性も取引承認の重要な判断材料としております。

(6) 定量的情報の補足説明

先物取引の契約金額やスワップ取引の想定元本は、取引規模等を表すものであり、市場リスク、信用リスク等のリスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	21,230	—	△2	△2
	買建	20,159	—	54	54
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,856,476	5,221,639	100,670	100,670
	受取変動・支払固定	4,316,438	3,498,017	△62,627	△62,627
	受取変動・支払変動	554,314	497,389	1,523	1,523
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	2,300,955	2,086,391	△23,860	644
	買建	2,680,731	2,479,847	△3,401	△16,261
	金利オプション				
	売建	118,604	101,500	△292	1,762
	買建	144,731	104,826	129	△1,305
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	12,191	24,458

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,396,215	1,080,349	48	48
	為替予約				
	売建	1,943,511	487,086	69,279	69,279
	買建	1,144,628	571,340	△58,823	△58,823
	通貨オプション				
	売建	7,512,269	2,843,495	△224,691	△68,213
	買建	7,834,728	3,464,147	241,793	93,213
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	27,606	35,505

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	20,238	—	△893	△893
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	52	—	34	△17
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	281,014	69,306	△18,574	△3,307
	買建	245,675	68,872	19,660	1,571
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取	—	—	—	—
	・短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取	1,000	1,000	95	95
	・株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	24,999	24,999	△4,587	△4,587
買建	162,484	160,321	19,718	19,696	
	合計	—	—	15,453	12,557

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	3,997	—	3	3
	買建	4,583	—	29	29
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	32	32

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション				
	売建	1,554,106	1,479,096	△33,142	△49,042
	買建	1,516,835	1,365,653	57,261	57,261
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	24,119	8,219

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
 営業経費 359百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第17回新株予約権		第18回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名 当行執行役員 13名 当行従業員 110名		当行執行役員 3名 当行従業員 23名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 1,691,000株	普通株式 1,615,000株	普通株式 747,000株	普通株式 733,000株
付与日	平成19年5月25日		平成19年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで
権利行使価格 (円)	555		555	
付与日における公正な評価単価 (円)	131	143	131	143

	第19回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役員職員 32名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 86,000株	普通株式 54,000株
付与日	平成19年7月2日	
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	平成19年7月2日から平成21年7月1日まで	平成19年7月2日から平成23年7月1日まで
権利行使期間	平成21年7月1日から平成29年6月19日まで	平成23年7月1日から平成29年6月19日まで
権利行使価格 (円)	527	
付与日における公正な評価単価 (円)	121	132

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

II 当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 336百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第20回新株予約権		第21回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名 当行執行役 8名 当行従業員 104名		当行執行役 1名 当行従業員 29名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 1,445,000株	普通株式 1,385,000株	普通株式 1,049,000株	普通株式 1,032,000株
付与日	平成20年5月30日		平成20年5月30日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで
権利行使期間	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで
権利行使価格 (円)	416		416	
付与日における公正な評価単価 (円)	158	169	158	169

	第22回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役員 43名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 121,000株	普通株式 82,000株
付与日	平成20年7月10日	
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	平成20年7月10日から平成22年7月1日まで	平成20年7月10日から平成24年7月1日まで
権利行使期間	平成22年7月1日から平成30年6月24日まで	平成24年7月1日から平成30年6月24日まで
権利行使価格 (円)	407	
付与日における公正な評価単価 (円)	127	137

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

その他の営業経費 740百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプション

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 11名 当行従業員 2,185名		当行従業員 3名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 82,000株	普通株式 79,000株
付与日	平成16年7月1日		平成16年10月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成16年7月1日から平成18年7月1日まで	平成16年7月1日から平成19年7月1日まで	平成16年10月1日から平成18年7月1日まで	平成16年10月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第3回新株予約権		第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 1名		当行執行役 1名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 13,000株	普通株式 12,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年12月10日		平成17年6月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成16年12月10日から平成18年7月1日まで	平成16年12月10日から平成19年7月1日まで	平成17年6月1日から平成18年7月1日まで	平成17年6月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第5回新株予約権		第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当取締役 15名 当執行役員 10名 当従業員 437名		当執行役員 5名 当従業員 35名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで

	第7回新株予約権		第8回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当執行役員 8名 当従業員 127名		当執行役員 1名 当従業員 34名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第9回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当従業員 2名		当従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年9月28日		平成17年9月28日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年9月28日から平成19年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第11回新株予約権		第12回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 2名		当行従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 26,000株	普通株式 24,000株	普通株式 9,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成18年3月1日		平成18年3月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年3月1日から平成19年7月1日まで	平成18年3月1日から平成20年7月1日まで	平成18年3月1日から平成20年7月1日まで	平成18年3月1日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 当行執行役 14名 当行従業員 559名		当行執行役 3名 当行従業員 28名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで
権利行使期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで

	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 12名 当行従業員 159名		当行従業員 19名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成23年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで

	第17回新株予約権		第18回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当取締役 12名 当執行役員 13名 当従業員 110名		当執行役員 3名 当従業員 23名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,691,000株	普通株式 1,615,000株	普通株式 747,000株	普通株式 733,000株
付与日	平成19年5月25日		平成19年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで

	第19回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役職員 32名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 86,000株	普通株式 54,000株
付与日	平成19年7月2日	
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	平成19年7月2日から平成21年7月1日まで	平成19年7月2日から平成23年7月1日まで
権利行使期間	平成21年7月1日から平成29年6月19日まで	平成23年7月1日から平成29年6月19日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	2,880,000	79,000	12,000	125,000
付与	—	—	—	—
失効	52,000	—	—	—
権利確定	2,828,000	79,000	12,000	125,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	4,072,000	22,000	13,000	125,000
権利確定	2,828,000	79,000	12,000	125,000
権利行使	—	—	—	—
失効	557,000	59,000	—	—
未行使残	6,343,000	42,000	25,000	250,000

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	3,400,000	2,328,000	827,000	406,000
付与	—	—	—	—
失効	204,000	83,000	94,000	46,000
権利確定	1,898,000	1,249,000	18,000	—
未確定残	1,298,000	996,000	715,000	360,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	527,000	220,000	214,000	26,000
権利確定	1,898,000	1,249,000	18,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	134,000	65,000	—	—
未行使残	2,291,000	1,404,000	232,000	26,000

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	157,000	53,000	50,000	17,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	4,000	3,000
権利確定	79,000	—	26,000	—
未確定残	78,000	53,000	20,000	14,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	79,000	—	26,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	5,000	—
未行使残	79,000	—	21,000	—

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	4,457,000	2,680,000	1,195,000	215,000
付与	—	—	—	—
失効	552,000	66,000	126,000	21,000
権利確定	69,000	5,000	14,000	2,000
未確定残	3,836,000	2,609,000	1,055,000	192,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	227,000	—	66,000	—
権利確定	69,000	5,000	14,000	2,000
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	296,000	5,000	80,000	2,000

	第17回	第18回	第19回
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	3,306,000	1,480,000	140,000
失効	174,000	23,000	—
権利確定	47,000	—	—
未確定残	3,085,000	1,457,000	140,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	47,000	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	47,000	—	—

② 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利行使価格 (円)	684	646	697	551
権利行使時平均株価 (円)	721	739	—	—

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利行使価格 (円)	601	601	601	601
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利行使価格 (円)	697	697	774	774
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第13回		第14回	
権利行使期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで
権利行使価格 (円)	825		825	
権利行使時平均株価 (円)	—		—	
付与日における公正な評価単価 (円)	163	173	163	173

	第15回		第16回	
権利行使期間	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成23年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成23年6月1日 から平成27年6月 23日まで
権利行使価格 (円)	825		825	
権利行使時平均株価 (円)	—		—	
付与日における公正な評価単価 (円)	173	192	173	192

	第17回		第18回	
権利行使期間	平成21年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成23年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成21年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成23年6月1日 から平成29年5月 8日まで
権利行使価格 (円)	555		555	
権利行使時平均株価 (円)	—		—	
付与日における公正な評価単価 (円)	131	143	131	143

	第19回	
権利行使期間	平成21年7月1日 から平成29年6月 19日まで	平成23年7月1日 から平成29年6月 19日まで
権利行使価格 (円)	527	
権利行使時平均株価 (円)	—	
付与日における公正な評価単価 (円)	121	132

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション（第17回～第19回）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第17回		第18回	
権利行使期間	平成21年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成23年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成21年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成23年6月1日 から平成29年5月 8日まで
株価変動性 (注) 1	26.4%	26.4%	26.4%	26.4%
予想残存期間 (注) 2	6年	7年	6年	7年
予想配当 (注) 3	2.66円/株	2.66円/株	2.66円/株	2.66円/株
無リスク利率 (注) 4	1.42%	1.50%	1.42%	1.50%

	第19回	
権利行使期間	平成21年7月1日 から平成29年6月 19日まで	平成23年7月1日 から平成29年6月 19日まで
株価変動性 (注) 1	25.9%	25.9%
予想残存期間 (注) 2	6年	7年
予想配当 (注) 3	2.66円/株	2.66円/株
無リスク利率 (注) 4	1.59%	1.67%

- (注) 1. 2年間（第17回及び第18回については平成17年5月から平成19年5月まで、第19回については平成17年7月から平成19年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成19年3月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	352.71	338.12	364.35
1株当たり中間(当期)純利益 金額 (△は1株当たり中間純損失 金額)	円	15.72	△9.81	38.98
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額	円	12.72	-	32.44

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	934,650	918,407	965,261
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	378,363	254,350	249,695
うち優先株式発行価額	百万円	96,886	-	-
うち中間優先配当額	百万円	484	-	-
うち新株予約権	百万円	877	1,507	1,257
うち少数株主持分	百万円	280,115	252,842	248,437
普通株式に係る (中間)期末の純資産額	百万円	556,286	664,057	715,565
1株当たり純資産額の算定 に用いられた(中間)期末 の普通株式の数	千株	1,577,143	1,963,922	1,963,910

2. 1株当たり中間（当期）純利益金額（又は1株当たり中間純損失金額）及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、中間純損失が計上されているため記載しておりません。

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり中間（当期）純利益 金額 （1株当たり中間純損失）				
中間（当期）純利益 （△は中間純損失）	百万円	23,186	△19,284	60,108
普通株主に帰属しない金額	百万円	484	-	484
うち中間優先配当額	百万円	484	-	484
普通株式に係る中間（当 期）純利益（△は普通株式 に係る中間純損失）	百万円	22,701	△19,284	59,624
普通株式の（中間）期中 平均株式数	千株	1,443,810	1,963,911	1,529,530
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益金額				
中間（当期）純利益調整額	百万円	484	-	484
うち中間優先配当額	百万円	484	-	484
普通株式増加数	千株	377,972	-	322,815
うち優先株式	千株	377,972	-	322,815
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間（当期）純利益金 額の算定に含めなかった潜 在株式の概要		新株予約権19種類（新株 予約権の数28,023個）。 新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況、 1. 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。	新株予約権22種類（新株 予約権の数30,515個）。 新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況、 1. 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。	新株予約権19種類（新株 予約権の数27,051個）。 なお、新株予約権の概要 は「第4 提出会社の状 況、1. 株式等の状況 （2）新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 新株の発行に関する取締役会決議 平成19年11月20日開催の当行取締役会において、当行普通株式の公開買付けについて賛同の意を表明すること及び当該公開買付けの成立を条件とした第三者割当による当行普通株式の発行を決議し、同日付で公開買付者との間で本件取引に関するトラザクシヨン・アグリーメントを締結いたしました。</p> <p>当行普通株式の公開買付け及び第三者割当による新株の発行の内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 公開買付けの内容</p> <p>① 公開買付者 サターンⅠサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド サターン・ジャパンⅡサブ・シーブイ サターン・ジャパンⅢサブ・シーブイ サターンⅣサブ・エルピー</p> <p>② 公開買付の株式数の上限 358,455,953株</p> <p>③ 1株当たりの買付価格 425円</p> <p>④ 買付期間 平成19年11月22日から 平成20年1月10日まで</p> <p>(2) 第三者割当による新株の発行の内容</p> <p>① 発行する株式の種類及び数 普通株式 117,647,059株</p> <p>② 発行価額 1株につき425円</p> <p>③ 発行価額の総額 50,000,000,075円</p> <p>④ 資本組入額 25,000,000,038円</p> <p>⑤ 申込期間 平成20年3月18日</p> <p>⑥ 払込期日 平成20年3月19日</p> <p>⑦ 割当先 サターンⅠサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド 5,051,139株 サターン・ジャパンⅡサブ・シーブイ 5,486,363株 サターン・ジャパンⅢサブ・シーブイ 27,292,678株 サターンⅣサブ・エルピー 79,816,879株</p>	<p>—————</p>	<p>1. 固定資産の譲渡 当行の連結子会社(100%子会社)である長和建物株式会社は、当行が目黒プロダクションセンターとして使用している土地・建物を売却いたしました。</p> <p>これは、当行の業務拡大や技術の進歩等を鑑み、オペレーションの体制を見直すことにより業務の効率化を図る施策の一環として、当プロダクションセンターの移転を予定しているためであります。</p> <p>概要は以下の通りであります。</p> <p>(1) 譲渡先 上大崎二丁目キャピタル特定目的会社 (ローン・スター・リアルエステート・ファンドが出資する特定目的会社)</p> <p>(2) 譲渡資産の内容 所在地：東京都品川区上大崎二丁目546番地1他 土地面積：3,833.4㎡ 建物床面積：20,322.39㎡</p> <p>(3) 譲渡の時期 譲渡契約締結日 平成20年5月14日 引渡日 平成20年5月30日</p> <p>(4) 譲渡価額 19,200百万円</p> <p>(5) その他 本件固定資産の譲渡に伴い、当行は買主との間で平成23年3月までを契約期間とする定期建物賃借契約を締結しております。</p> <p>なお、これにより平成21年3月期に約10,200百万円の固定資産処分益を特別利益として計上する予定であります。また、別途、将来の移転に伴う原状回復費用等の見積額を引当計上する見込みであります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)						
<p>⑧ 資金使途</p> <p>当該調達資金により資本基盤を増強し、既存ビジネスの強化、及び新たな国内外の投資機会に積極的に取り組むべく、以下のような資金使途を検討しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リテール業務： リテールチャネルの拡大、また個人向けローン事業の展開及び強化に向けたシステム開発 ・ インスティテューショナルバンキング業務： 顧客ビジネス及び投資事業を中心とした、サービス及び商品ラインアップの拡充 ・ コンシューマー・アンド・コマーシャル・ファイナンス業務： 株式会社アプラス、シンキ株式会社などグループ企業への投融資、及びM&Aを含む業容の拡大 <p>なお、上記の公開買付けの状況によっては、第三者割当による新株の発行の時期が早まる可能性があります。</p> <p>2. 持分法適用関連会社の増資引受け</p> <p>平成19年 9月13日開催の当行取締役会の決議に基づき、平成19年11月27日付で議決権の36.4%を保有する持分法適用関連会社シンキ株式会社の株主割当増資の引受けを行いました。これにより、同社は当行の子会社となる見込みです。</p> <p>当該事象の内容は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="183 1419 574 1528"> <tr> <td>引受株式数</td> <td>76,822千株</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成19年12月13日</td> </tr> <tr> <td>払込金額</td> <td>7,682百万円</td> </tr> </table> <p>なお、増資後の同社の資本金は16,709百万円となり、引受けによって株式を取得した後の当行の所有株式数は102,430千株、持株比率は67.7%となる見込みです。</p> <p>また、同社グループの平成19年9月末現在における連結総資産は133,235百万円、連結純資産は6,522百万円及び連結中間純損失は20,350百万円でありました。</p>	引受株式数	76,822千株	払込期日	平成19年12月13日	払込金額	7,682百万円		
引受株式数	76,822千株							
払込期日	平成19年12月13日							
払込金額	7,682百万円							

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	141,315
資金運用収益	63,678
(うち貸出金利息)	50,691
(うち有価証券利息配当金)	9,830
役務取引等収益	13,959
特定取引収益	530
その他業務収益	55,613
その他経常収益	7,532
経常費用	174,178
資金調達費用	28,834
(うち預金利息)	11,576
(うち借入金利息)	4,420
(うち社債利息)	3,180
役務取引等費用	6,023
特定取引費用	4,300
その他業務費用	53,976
営業経費	39,066
その他経常費用	41,976
経常損失	32,862
特別利益	9,222
特別損失	418
税金等調整前四半期純損失	24,058
法人税、住民税及び事業税	351
法人税等調整額	1,743
法人税等合計	2,094
少数株主利益	3,995
四半期純損失	30,147

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の要約貸借対 照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※10 238,023	※10 94,918	※10 272,940
コールローン	736,100	199,000	—
買現先勘定	—	—	2,014
債券貸借取引支払保証金	73,466	16,986	13,850
買入金銭債権	171,131	※10 559,155	※10 161,344
特定取引資産	※2 207,349	※2 240,326	※2 275,136
金銭の信託	603,549	621,336	606,018
有価証券	※1, ※2, ※10, ※16 2,590,905	※1, ※2, ※10, ※16 2,426,111	※1, ※2, ※10, ※16 2,300,303
投資損失引当金	—	△3,370	△3,370
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10, ※11 5,335,172	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10, ※11 5,660,152	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10, ※11 5,356,363
外国為替	※7 26,798	※7 22,449	※7 17,852
その他資産	※10 437,712	※10 514,072	※10 577,856
有形固定資産	※12, ※13 21,026	※12 19,707	※12, ※13 20,895
無形固定資産	14,151	14,165	14,560
債券繰延資産	111	153	125
繰延税金資産	30,984	18,168	14,697
支払承諾見返	19,411	11,321	11,746
貸倒引当金	△100,555	△83,225	△93,662
資産の部合計	10,405,340	10,331,429	9,548,673
負債の部			
預金	※10 5,192,831	※10 5,764,965	※10 5,287,941
譲渡性預金	719,310	744,479	577,189
債券	687,898	748,962	663,134
コールマネー	※10 1,377,475	※10 480,870	※10 632,117
債券貸借取引受入担保金	※10 287,643	※10 485,292	※10 148,421
特定取引負債	99,590	181,926	203,716
借入金	※10, ※14 293,275	※10, ※14 317,537	※10, ※14 304,078
外国為替	289	257	269
社債	※15 566,501	※15 513,351	※15 519,902
その他負債	510,306	406,012	450,643
未払法人税等		405	767
リース債務		15	
その他の負債		405,592	
賞与引当金	5,817	2,913	10,341
退職給付引当金	465	1,059	1,554
固定資産処分損失引当金	—	7,190	4,913
支払承諾	※10 19,411	※10 11,321	※10 11,746
負債の部合計	9,760,817	9,666,140	8,815,970

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の要約貸借対 照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	451,296	476,296	476,296
資本剰余金	18,558	43,558	43,558
資本準備金	18,558	43,558	43,558
利益剰余金	262,400	275,127	317,276
利益準備金	9,784	11,035	9,880
その他利益剰余金	252,616	264,091	307,395
繰越利益剰余金	252,616	264,091	307,395
自己株式	△72,556	△72,558	△72,557
株主資本合計	659,699	722,424	764,573
その他有価証券評価差額金	△4,405	△58,471	△35,024
繰延ヘッジ損益	△11,647	△171	1,896
評価・換算差額等合計	△16,052	△58,642	△33,128
新株予約権	877	1,507	1,257
純資産の部合計	644,523	665,289	732,703
負債及び純資産の部合計	10,405,340	10,331,429	9,548,673

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度の要約損益計
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益		139,497		120,028	279,684
資金運用収益		87,218		85,179	199,803
(うち貸出金利息)		53,165		56,927	110,567
(うち有価証券利息配当金)		27,641		22,958	76,969
役務取引等収益		15,158		11,807	27,459
特定取引収益		4,962		2,982	7,133
その他業務収益		7,630		5,086	3,845
その他経常収益	※1	24,527	※1	14,972	※1 41,442
経常費用		115,981		156,147	247,155
資金調達費用		52,498		51,668	100,993
(うち預金利息)		21,204		22,529	43,560
(うち債券利息)		1,570		—	3,398
(うち社債利息)		—		12,055	24,564
役務取引等費用		7,440		6,147	15,960
特定取引費用		60		6,325	142
その他業務費用		4,471		22,060	15,202
営業経費	※2	42,550	※2	39,760	※2 85,681
その他経常費用	※3	8,959	※3	30,183	※3 29,174
経常利益又は経常損失(△)		23,515		△36,118	32,528
特別利益	※4	1,146		1,030	※4 67,699
特別損失	※5	27,779	※5	3,968	※5 41,910
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)		△3,116		△39,056	58,317
法人税、住民税及び事業税		△7,722		△3,574	△7,666
法人税等調整額		6,762		894	12,780
法人税等合計				△2,680	
中間純利益又は中間純損失(△)		△2,156		△36,375	53,203

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の株主資本等 変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	451,296	476,296	451,296
当中間期変動額			
新株の発行			25,000
当中間期変動額合計	—	—	25,000
当中間期末残高	451,296	476,296	476,296
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	18,558	43,558	18,558
当中間期変動額			
新株の発行			25,000
当中間期変動額合計	—	—	25,000
当中間期末残高	18,558	43,558	43,558
資本剰余金合計			
前期末残高	18,558	43,558	18,558
当中間期変動額			
新株の発行			25,000
当中間期変動額合計	—	—	25,000
当中間期末残高	18,558	43,558	43,558
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	9,266	9,880	9,266
当中間期変動額			
剰余金の配当	517	1,154	614
当中間期変動額合計	517	1,154	614
当中間期末残高	9,784	11,035	9,880
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	257,878	307,395	257,878
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,105	△6,928	△3,686
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,156	△36,375	53,203
当中間期変動額合計	△5,261	△43,303	49,517
当中間期末残高	252,616	264,091	307,395
利益剰余金合計			
前期末残高	267,144	317,276	267,144
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,587	△5,773	△3,072
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,156	△36,375	53,203

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の株主資本等 変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当中間期変動額合計	△4,744	△42,149	50,131
当中間期末残高	262,400	275,127	317,276
自己株式			
前期末残高	△72,555	△72,557	△72,555
当中間期変動額			
自己株式の取得	△0	△0	△1
当中間期変動額合計	△0	△0	△1
当中間期末残高	△72,556	△72,558	△72,557
株主資本合計			
前期末残高	664,444	764,573	664,444
当中間期変動額			
新株の発行			50,000
剰余金の配当	△2,587	△5,773	△3,072
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,156	△36,375	53,203
自己株式の取得	△0	△0	△1
当中間期変動額合計	△4,744	△42,149	100,129
当中間期末残高	659,699	722,424	764,573
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	4,181	△35,024	4,181
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△8,587	△23,447	△39,206
当中間期変動額合計	△8,587	△23,447	△39,206
当中間期末残高	△4,405	△58,471	△35,024
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△10,275	1,896	△10,275
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,371	△2,067	12,172
当中間期変動額合計	△1,371	△2,067	12,172
当中間期末残高	△11,647	△171	1,896
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△6,094	△33,128	△6,094
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△9,958	△25,514	△27,034
当中間期変動額合計	△9,958	△25,514	△27,034
当中間期末残高	△16,052	△58,642	△33,128

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の株主資本等 変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
新株予約権			
前期末残高	517	1,257	517
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	359	250	740
当中間期変動額合計	359	250	740
当中間期末残高	877	1,507	1,257
純資産合計			
前期末残高	658,866	732,703	658,866
当中間期変動額			
新株の発行			50,000
剰余金の配当	△2,587	△5,773	△3,072
中間純利益又は中間純損失 (△)	△2,156	△36,375	53,203
自己株式の取得	△0	△0	△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△9,598	△25,264	△26,293
当中間期変動額合計	△14,343	△67,413	73,836
当中間期末残高	644,523	665,289	732,703

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法	売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
2. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>
3. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左												
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については定額法、その他の動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>13年～50年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>2年～15年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は23百万円減少し、税引前中間純損失は同額増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	建物	13年～50年	動産	2年～15年	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については定額法、その他の動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>13年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2年～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	建物	13年～50年	その他	2年～15年	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>13年～50年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>2年～15年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ98百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	建物	13年～50年	動産	2年～15年
建物	13年～50年														
動産	2年～15年														
建物	13年～50年														
その他	2年～15年														
建物	13年～50年														
動産	2年～15年														

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
6. 繰延資産の処理方法	<p>繰延資産は次のとおり処理しております。</p> <p>_____</p> <p>(2) 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>また、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p> <p>(3) 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券繰延資産(債券発行費用)は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>繰延資産は次のとおり処理しております。</p> <p>_____</p> <p>(2) 社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>また、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。</p> <p>(3) 債券発行費用 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>繰延資産は、次のとおり処理しております。</p> <p>(1) 株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) 社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>また、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p> <p>(3) 債券発行費用 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券繰延資産(債券発行費用)は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
7. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,828百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は58,442百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34,561百万円であります。</p>
		(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。
		(5) 固定資産処分損失引当金 固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行本店及び目黒フィナンシャルセンターについて見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。	(5) 固定資産処分損失引当金 固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行本店や、閉鎖を予定しているリテールバンキングの一部の出張所及びATMコーナー等について見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
8. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	—————	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
10. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は17百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は8百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は11百万円(税効果額控除前)であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同左</p>
11. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
12. その他(中間)財務諸表作成のための重要な事項	連結納税制度の適用 当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。この変更による影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前事業年度末日における未経過リース料残高を取得価額とし、当期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。</p>	

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」は「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」に区分表示しております。</p> <p>(中間損益計算書関係)</p> <p>資金調達費用については、その重要性に鑑み、従来内訳表示していた「債券利息」(当中間会計期間2,232百万円)に替えて「社債利息」(前中間会計期間13,382百万円)を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式及び出資総額 356,823百万円</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は2,474百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは128,571百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は300百万円、延滞債権額は32,765百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は6,073百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,481百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,620百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式及び出資総額 500,166百万円</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は15,171百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは63,429百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,415百万円、延滞債権額は16,176百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は31百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,796百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は52,419百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式及び出資総額 389,537百万円</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは78,629百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は596百万円、延滞債権額は22,890百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は147百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は29,437百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は53,072百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																																																										
<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は73百万円であります。</p>	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は158百万円であります。</p>	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は175百万円であります。</p>																																																										
<p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、68,270百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、238,958百万円であります。</p>	<p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、62,160百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、106,266百万円であります。</p>	<p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、61,144百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、157,021百万円であります。</p>																																																										
<p>※9. 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、74,688百万円であります。</p> <p>なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を19,971百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額94,659百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>																																																												
<p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="223 1113 574 1223"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>552,353百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>25,443百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="223 1288 574 1485"> <tr> <td>預金</td> <td>805百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>85,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入</td> <td>285,107百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>29,545百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>903百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券143,584百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は168百万円、保証金は4,911百万円であります。</p>	現金預け金	10百万円	有価証券	552,353百万円	貸出金	25,443百万円	預金	805百万円	コールマネー	85,000百万円	債券貸借取引受入	285,107百万円	担保金		借入金	29,545百万円	支払承諾	903百万円	<p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="654 1113 1005 1255"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>47,380百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>711,735百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>177,260百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="654 1288 1005 1485"> <tr> <td>預金</td> <td>1,596百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>110,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入</td> <td>470,080百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>67,916百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>907百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券171,858百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は223百万円、保証金は7,696百万円、デリバティブ取引の差入担保金は4,459百万円であります。</p>	現金預け金	10百万円	買入金銭債権	47,380百万円	有価証券	711,735百万円	貸出金	177,260百万円	預金	1,596百万円	コールマネー	110,000百万円	債券貸借取引受入	470,080百万円	担保金		借入金	67,916百万円	支払承諾	907百万円	<p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="1085 1113 1436 1255"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>47,380百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>530,569百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>14,000百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="1085 1288 1436 1485"> <tr> <td>預金</td> <td>1,058百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>180,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入</td> <td>148,421百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>51,480百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>908百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券162,385百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は69百万円、保証金は8,081百万円、デリバティブ取引の差入担保金は3,234百万円であります。</p>	現金預け金	10百万円	買入金銭債権	47,380百万円	有価証券	530,569百万円	貸出金	14,000百万円	預金	1,058百万円	コールマネー	180,000百万円	債券貸借取引受入	148,421百万円	担保金		借入金	51,480百万円	支払承諾	908百万円
現金預け金	10百万円																																																											
有価証券	552,353百万円																																																											
貸出金	25,443百万円																																																											
預金	805百万円																																																											
コールマネー	85,000百万円																																																											
債券貸借取引受入	285,107百万円																																																											
担保金																																																												
借入金	29,545百万円																																																											
支払承諾	903百万円																																																											
現金預け金	10百万円																																																											
買入金銭債権	47,380百万円																																																											
有価証券	711,735百万円																																																											
貸出金	177,260百万円																																																											
預金	1,596百万円																																																											
コールマネー	110,000百万円																																																											
債券貸借取引受入	470,080百万円																																																											
担保金																																																												
借入金	67,916百万円																																																											
支払承諾	907百万円																																																											
現金預け金	10百万円																																																											
買入金銭債権	47,380百万円																																																											
有価証券	530,569百万円																																																											
貸出金	14,000百万円																																																											
預金	1,058百万円																																																											
コールマネー	180,000百万円																																																											
債券貸借取引受入	148,421百万円																																																											
担保金																																																												
借入金	51,480百万円																																																											
支払承諾	908百万円																																																											

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,074,553百万円です。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが2,665,410百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※12. 有形固定資産の減価償却累計額 15,445百万円</p> <p>※13. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金109,500百万円が含まれております。</p> <p>※15. 社債には、劣後特約付社債533,539百万円が含まれております。</p> <p>※16 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は103,763百万円です。</p> <p>17. 配当制限 当行の定款の定めるところにより、平成10年3月31日発行の第二回甲種優先株式所有の株主に対しては、優先配当金（1株につき年13円）を超えて配当することはありません。</p>	<p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,654,350百万円です。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,360,322百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※12. 有形固定資産の減価償却累計額 16,816百万円</p> <p>※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,500百万円が含まれております。</p> <p>※15. 社債には、劣後特約付社債482,975百万円が含まれております。</p> <p>※16 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は68,650百万円です。</p> <p>17. 配当制限</p>	<p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,110,134百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,738,325百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※12. 有形固定資産の減価償却累計額 16,727百万円</p> <p>※13. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,902百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,500百万円が含まれております。</p> <p>※15. 社債には、劣後特約付社債490,538百万円が含まれております。</p> <p>※16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は78,691百万円です。</p> <p>17. 配当制限</p> <p>(2) 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p> <p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、614百万円です。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>18. 当行子会社であるGEコンシューマー・ファイナンス株式会社は、消費者ローン債権を新生信託銀行株式会社に信託譲渡して証券化取引を行っておりますが、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社が当該信託債権に係る過払利息返還債務を負担できない場合には、当行が代わって負担する旨の書簡を新生信託銀行株式会社に差入れております。なお、当行に損失の発生する可能性は非常に低いものと判断しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																				
<p>※1. その他経常収益には、金銭の信託運用益21,812百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="215 345 571 406"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,432百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>2,192百万円</td> </tr> </table> <p>※3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,991百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別利益には、固定資産処分益905百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 特別損失には、子会社株式及び関連会社株式についての減損処理額27,248百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	1,432百万円	無形固定資産	2,192百万円	<p>※1. その他経常収益には、金銭の信託運用益11,639百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="649 345 1005 406"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,478百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>2,225百万円</td> </tr> </table> <p>※3. その他経常費用には、貸出金償却2,001百万円、貸倒引当金繰入額20,652百万円、株式等償却2,171百万円及び金銭の信託運用損4,043百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 特別損失には、固定資産処分損失引当金繰入額3,039百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	1,478百万円	無形固定資産	2,225百万円	<p>※1. その他経常収益には、金銭の信託運用益37,633百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1083 345 1439 406"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>3,069百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>4,378百万円</td> </tr> </table> <p>※3. その他経常費用には、貸出金償却1,298百万円、貸倒引当金繰入額19,253百万円、株式等償却2,231百万円及び金銭の信託運用損293百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別利益には匿名組合出資分配金66,054百万円を含んでおります。当該匿名組合出資分配金は、当行連結子会社である有限会社ドルフィン・ジャパン・インベストメント(匿名組合の営業者)からの匿名組合出資分配金であり、当行本店不動産の売却にかかるものであります。</p> <p>※5. 特別損失には、関係会社株式及び出資評価損32,109百万円、投資損失引当金繰入額3,370百万円及び固定資産処分損失引当金繰入額4,913百万円を含んでおります。</p> <p>上記のほか、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1018 991 1442 1209"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都、愛知県、兵庫県 (11箇所)</td> <td>出張所及びATMコーナー</td> <td>建物、その他の有形固定資産</td> <td>896</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。</p> <p>当事業年度においてリテールバンキング部門における一部出張所及びATMコーナー等について営業環境等を総合的に勘案した結果、廃止することを決定したため、廃止決定対象となった資産については、個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして、帳簿価額全額を減損しております。</p> <p>上記の減損損失のうち、建物に関するものは793百万円、その他の有形固定資産に関するものは102百万円であります。</p>	有形固定資産	3,069百万円	無形固定資産	4,378百万円	場所	用途	種類	金額 (百万円)	東京都、愛知県、兵庫県 (11箇所)	出張所及びATMコーナー	建物、その他の有形固定資産	896
有形固定資産	1,432百万円																					
無形固定資産	2,192百万円																					
有形固定資産	1,478百万円																					
無形固定資産	2,225百万円																					
有形固定資産	3,069百万円																					
無形固定資産	4,378百万円																					
場所	用途	種類	金額 (百万円)																			
東京都、愛知県、兵庫県 (11箇所)	出張所及びATMコーナー	建物、その他の有形固定資産	896																			

(中間株主資本等変動計算書関係)

I. 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	96,418	1	—	96,419	
第三回乙種優先 株式	—	300,000	300,000	—	(注)
合計	96,418	300,001	300,000	96,419	

(注) 第三回乙種優先株式の自己株式の増加300,000千株は、平成19年8月1日に、当該優先株式の取得条項の内容に関する定款の定めにより、一斉取得したものであります。また、第三回乙種優先株式の自己株式の減少300,000千株は、平成19年8月1日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

2. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月9日 取締役会	普通株式	1,377	1.00	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第三回乙種優先株式	726	2.42	平成19年3月31日	平成19年5月30日

基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月14日 取締役会	第二回甲種 優先株式	484	その他利益 剰余金	6.50	平成19年9月30日	平成19年12月7日

II. 当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	96,422	1	-	96,424	(注)
合計	96,422	1	-	96,424	

(注) 自己株式の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	5,773	2.94	平成20年3月31日	平成20年6月5日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当ありません。

Ⅲ. 前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度増 加株式数 (千株)	当事業年度減 少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	96,418	4	—	96,422	
第二回甲種優先株式	—	74,528	74,528	—	(注1)
第三回乙種優先株式	—	300,000	300,000	—	(注2)
合計	96,418	374,532	374,528	96,422	

(注1) 自己株式の増加74,528千株は、平成20年3月31日に、預金保険機構の取得請求を受け、取得したものであります。また、自己株式の減少74,528千株は、平成20年3月31日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

(注2) 自己株式の増加300,000千株は、平成19年8月1日に、当該優先株式の取得条項の内容に関する定款の定めにより、一斉取得したものであります。また、自己株式の減少300,000千株は、平成19年8月1日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

2. 当行の配当については、次のとおりであります。

当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月9日 取締役会	普通株式	1,377	1.00	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第三回乙種優先株式	726	2.42	平成19年3月31日	平成19年5月30日
平成19年11月14日 取締役会	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成19年9月30日	平成19年12月7日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	5,773	その他利益 剰余金	2.94	平成20年3月31日	平成20年6月5日

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																
	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 工具、器具及び備品であります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>																																																	
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>63百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>63百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>41百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>21百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>22百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	63百万円	合計	63百万円	動産	41百万円	合計	41百万円	動産	21百万円	合計	21百万円	1年内	10百万円	1年超	12百万円	合計	22百万円	支払リース料	6百万円	減価償却費相当額	6百万円	支払利息相当額	0百万円		<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>43百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>43百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>22百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>21百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	43百万円	合計	43百万円	動産	22百万円	合計	22百万円	動産	20百万円	合計	20百万円	1年内	8百万円	1年超	13百万円	合計	21百万円	支払リース料	13百万円	減価償却費相当額	12百万円	支払利息相当額	0百万円
動産	63百万円																																																	
合計	63百万円																																																	
動産	41百万円																																																	
合計	41百万円																																																	
動産	21百万円																																																	
合計	21百万円																																																	
1年内	10百万円																																																	
1年超	12百万円																																																	
合計	22百万円																																																	
支払リース料	6百万円																																																	
減価償却費相当額	6百万円																																																	
支払利息相当額	0百万円																																																	
動産	43百万円																																																	
合計	43百万円																																																	
動産	22百万円																																																	
合計	22百万円																																																	
動産	20百万円																																																	
合計	20百万円																																																	
1年内	8百万円																																																	
1年超	13百万円																																																	
合計	21百万円																																																	
支払リース料	13百万円																																																	
減価償却費相当額	12百万円																																																	
支払利息相当額	0百万円																																																	
<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>1,102百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,831百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,934百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>110百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>635百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>745百万円</td></tr> </table>	1年内	1,102百万円	1年超	1,831百万円	合計	2,934百万円	1年内	110百万円	1年超	635百万円	合計	745百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>3,624百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>2,741百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,365百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>132百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>602百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>735百万円</td></tr> </table>	1年内	3,624百万円	1年超	2,741百万円	合計	6,365百万円	1年内	132百万円	1年超	602百万円	合計	735百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>3,773百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4,471百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,245百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>137百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>626百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>764百万円</td></tr> </table>	1年内	3,773百万円	1年超	4,471百万円	合計	8,245百万円	1年内	137百万円	1年超	626百万円	合計	764百万円												
1年内	1,102百万円																																																	
1年超	1,831百万円																																																	
合計	2,934百万円																																																	
1年内	110百万円																																																	
1年超	635百万円																																																	
合計	745百万円																																																	
1年内	3,624百万円																																																	
1年超	2,741百万円																																																	
合計	6,365百万円																																																	
1年内	132百万円																																																	
1年超	602百万円																																																	
合計	735百万円																																																	
1年内	3,773百万円																																																	
1年超	4,471百万円																																																	
合計	8,245百万円																																																	
1年内	137百万円																																																	
1年超	626百万円																																																	
合計	764百万円																																																	

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	2,483	2,483	—

(注) 時価は、中間決算日における市場価格に基づいております。

当中間会計期間において、関連会社株式で時価のあるものについて、12,666百万円の減損処理を行っております。なお、当該減損処理に伴い投資損失引当金6,622百万円を取り崩しております。

II 当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)
子会社株式	10,166	9,013	△1,152

(注) 時価は、中間決算日における市場価格に基づいております。

III 前事業年度末 (平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)
子会社株式	10,166	10,140	△25

(注) 時価は、決算日における市場価格に基づいております。

当事業年度において、子会社株式で時価のあるものについて12,666百万円の減損処理を行っております。なお、当該減損処理に伴い投資損失引当金6,622百万円を目的充当しております。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 新株の発行に関する取締役会決議 平成19年11月20日開催の取締役会において、当行普通株式の公開買付けについて賛同の意を表明すること及び当該公開買付けの成立を条件とした第三者割当による当行普通株式の発行を決議し、同日付で公開買付者との間で本件取引に関するトラザクシヨシ・アグリーメントを締結いたしました。</p> <p>当行普通株式の公開買付け及び第三者割当による新株の発行の内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 公開買付けの内容</p> <p>① 公開買付者 サターンⅠサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド サターン・ジャパンⅡサブ・シーブイ サターン・ジャパンⅢサブ・シーブイ サターンⅣサブ・エルピー</p> <p>② 公開買付の株式数の上限 358,455,953株</p> <p>③ 1株当たりの買付価格 425円</p> <p>④ 買付期間 平成19年11月22日から 平成20年1月10日まで</p> <p>(2) 第三者割当による新株の発行の内容</p> <p>① 発行する株式の種類及び数 普通株式 117,647,059株</p> <p>② 発行価額 1株につき425円</p> <p>③ 発行価額の総額 50,000,000,075円</p> <p>④ 資本組入額 25,000,000,038円</p> <p>⑤ 申込期間 平成20年3月18日</p> <p>⑥ 払込期日 平成20年3月19日</p> <p>⑦ 割当先 サターンⅠサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド 5,051,139株 サターン・ジャパンⅡサブ・シーブイ 5,486,363株 サターン・ジャパンⅢサブ・シーブイ 27,292,678株 サターンⅣサブ・エルピー 79,816,879株</p>		

<p>前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
<p>⑧ 資金使途</p> <p>当該調達資金により資本基盤を増強し、既存ビジネスの強化、及び新たな国内外の投資機会に積極的に取り組むべく、以下のような資金使途を検討しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リテール業務： <ul style="list-style-type: none"> リテールチャネルの拡大、また個人向けローン事業の展開及び強化に向けたシステム開発 ・ インスティテューショナルバンキング業務： <ul style="list-style-type: none"> 顧客ビジネス及び投資事業を中心とした、サービス及び商品ラインアップの拡充 ・ コンシューマー・アンド・コマーシャル・ファイナンス業務： <ul style="list-style-type: none"> 株式会社アプラス、シンキ株式会社などグループ企業への投融資、及びM&Aを含む業容の拡大 <p>なお、上記の公開買付けの状況によっては、第三者割当による新株の発行の時期が早まる可能性があります。</p> <p>2. 関連会社の増資引受け</p> <p>平成19年 9月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成19年11月27日付で議決権の36.4%を保有する関連会社シンキ株式会社の株主割当増資の引受けを行いました。これにより、同社は当行の子会社となる見込みです。</p> <p>当該事象の内容は以下のとおりであります。</p> <p>引受株式数 76,822千株 払込期日 平成19年12月13日 払込金額 7,682百万円</p> <p>なお、増資後の同社の資本金は16,709百万円となり、引受けによって株式を取得した後の当行の所有株式数は102,430千株、持株比率は67.7%となる見込みです。</p>		

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	松本 繁彦	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年11月20日開催の取締役会において、第三者割当増資を行うことを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行
社員 公認会計士 後藤 順子 印

指定社員
業務執行
社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定社員
業務執行
社員 公認会計士 鈴木 順二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	松本 繁彦	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年11月20日開催の取締役会において、第三者割当増資を行うことを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	松本 繁彦	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	鈴木 順二	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。